

会 議 記 録

会議名称	平成 22 年度第 2 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 22 年 11 月 14 日（日）午後 1 時 00 分～午後 5 時 02 分 （休憩：午後 2 時 10 分～午後 2 時 12 分） （休憩：午後 3 時 03 分～午後 3 時 11 分） （休憩：午後 4 時 01 分～午後 4 時 05 分）
場 所	中棟 5 階 第 3・第 4 委員会室
出席者	委員 奥委員、田淵委員、岩崎委員、山本委員、吉川委員 区側 区長、副区長、政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、 財政課長、経営改革担当参事、区長室長、環境清掃部長、 危機管理室長、土木担当部長、子ども家庭担当部長、区政相談課長、 環境課長、清掃管理課長、清掃事務所長、みどり公園課長、 子育て支援課長、地域安全担当課長、特命事項担当副参事
配布資料	・平成 22 年度 杉並版「事業仕分け」事務事業等の外部評価
会議次第	1 開会 2 区側出席特別職紹介 3 区長あいさつ 4 各委員あいさつ 5 議事 (1) コールセンターの運営 (2) 子育て応援券 (3) 路上喫煙対策 (4) 緑化助成 6 閉会

○特命担当副参事 これより、杉並区外部評価委員会を開催いたします。

本日は、事務事業等の外部評価、杉並版「事業仕分け」として開催いたします。

私は、司会を務めます政策経営部副参事の山崎と申します。よろしく申し上げます。

開会にあたりまして、本日出席の特別職をご紹介します、区長からごあいさつ申し上げます。

田中良杉並区長でございます。

松沼信夫副区長です。

菊池律副区長です。

それでは、田中区長、ごあいさつをお願いします。

○区長 皆さん、こんにちは。杉並区長の田中良でございます。

今日は、休日にもかかわらず、こうしてお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私が選挙で当選をして杉並区長に就任をしてから、4カ月余りが経ちました。私が選挙のときに申し上げたことは、これまでの杉並区政を振り返って、きちんと継承・発展するべきことは何か、そして見直すべきことは何か、そして新たに始めるべき、取り組むべき課題は何か、これをきちんと、選挙を通じて選ばれた新しいリーダーのもとで仕分けをして、そして必要な施策を、優先順位を決めて計画を立てて、きちんとそれを実施していくということが大切だと、こう言って当選をさせていただいたわけでありまして、したがって、そのときに申し上げてきたことを、本日、その一つの形としてやらせていただくというのがこの杉並区版の事業仕分けだということでありまして。

事業仕分けというと、マスコミ報道でもよく私たちが拝見をさせていただいた国の事業仕分けというのが、一つの強いイメージとしてあろうかと思えますけれども、私は、あれはあれで、今のこの政治状況、時代状況を反映した取り組みだと思えますけれども、少し個人的に申し上げさせていただければ、余り品がないと私自身は印象を持っておりまして、まあ劇場型と言っていいんでしょうか、そういうようなやり方で、PR、アピールをするということではなくて、きちっとこれまで、区政の中で、さまざま取り組んできた、そのこれまでの経験というものと議論をきちんと踏まえた上で、中身のある事業仕分けをやりたいと考えております。その意味で、今日は、これまで杉並区の外部評価委員として区政に対してご協力をいただいてこられた委員の皆さんに、議論をしていただくということにしたわけでありまして。

同時に、私は区長として、これからの時代というのは、かつての高度成長のように税収が右肩上がりという状況では基本的にはないという認識のもとで、しかしながら、高齢化の

非常に速いスピードと、またそれに伴う、特に福祉関係の経費の増大ということから、行政需要、財政需要というのは、これまた右肩上がりになっていく。そういう中で、より一層、これまでの事業についての評価というものは、厳しくやっていかなければならないと思っておりますので、そういう点で、ぜひ、この事業仕分けを今後の区政の政策に生かしていきたいと思っております。

さらに、もう一つ大事なことは、やはり区政の現場を担っているのは杉並区の職員でありますけれども、その区の職員が、幹部職員も一般職員も含めて、今申し上げたような観点を十分それぞれが認識をして、そして日常の業務に当たっていただく。また、見直すこと、新たに取り組むこと、それぞれの所管の事業にはさまざまな課題があるはずでありまして、それに前向きにチャレンジをしていくという、そういう職員の意識を私は期待をしたいと思いますし、そういう意識を高揚させる一つの契機にこの事業仕分けがなればとも考えております。

これから区の職員に期待される資質というのは、自治・分権という時代が進めば進むほど、やはり住民との関係、地域の事業者との関係もさることながら、東京都や国に対してきちんと負けない人材としてこの基礎的自治体を背負っていく、そういう資質が私は求められていると思っておりますので、その意味でも、この事業仕分けを通じて、庁内にそういう認識が広まって浸透していくということを、期待をいたしたいと思っております。

いずれにいたしましても、限られた時間ではございますけれども、活発に議論をしていただきながら、どうか今後の区政に、皆さんの議論が有益な示唆を、影響をお与えいただきますことを期待をいたしまして、お願いをいたしまして、私のごあいさつに——今日は大勢の傍聴の方もいらっしゃっていただきましたが、どうぞ皆さん、やじとか拍手とか、そういうのはルールで困りますよということが言われているとは思いますが、それは私もお願いをするところではございますけれども、ぜひ、新しい、これまでにない取組みでございまして、今日、見届けていただいて、皆さんなりの感じ方というものがあるかと思っておりますので、それは終わった後、また区の方にお寄せいただいて、これからも共に、皆さんと連携をしながら区政を発展させていければと思っておりますので、どうぞ傍聴者の皆さんとしてのご協力をお願い申し上げ、私のごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。

本日はありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○特命担当副参事 次に、杉並区外部評価委員会、〇〇会長よりごあいさつをいただきま

す。

よろしく申し上げます。

○会長 会長をやっております○○でございます。

今、区長様の方からお話がありましたとおり、この杉並版の事業仕分けというのはあくまでも外部評価委員会の一環として行うわけございまして、我々、もう、かなり何年間かにわたって、この外部評価委員として区の行政等を見てまいりましたが、そういった知見を生かした格好で、やはり杉並区政がよりよくなるための一つのきっかけになるような議論をしていきたいと思っております。と同時に、今日傍聴に来ていただきました区民の方と一緒に、どういった課題があって、どういう問題があって、どう解決すればいいんだろうかということを、やはり一緒にお考えいただく機会になればと思っております。

それと同時に、やはり区長からもお話がありましたとおり、行政のサービスというのは、国の方では切ったり張ったり非常に激しい議論をしておりますが、全く無駄というのはそれほどないわけございまして、むしろ、行政ニーズが高まるというお話がありましたとおり、やはり優先順位をつけていく、あるいはもっといい方法がないものかどうか、あるいはこれよりはこっちの方が有効だろう、あるいはこちらの事業は後回しでもいいんじゃないかという議論をしていかないと、限られた財源の中で、区民の方の全体的な福祉の向上ということはなかなか難しゅうございますから、そういったきっかけになればと思っております。今日臨んでおる次第でございます。

したがって、当然、区の職員の方と一緒に学習をしていって、よりバージョンアップをしていくという機能も同時に担えればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○特命担当副参事 ありがとうございます。

続きまして、評価にあたっていただく外部評価委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思ひます。○○委員から、よろしくお願ひします。

○委員 ○○でございます。

私は、現在、広島で大学の教員をやっておりますけれども、10年前までは東京都庁の行政職員でありました。そのころから、都や区や市町村の職員あるいは住民の皆さんと、行政評価とかまちづくりで、いろいろ勉強させていただきまして、その延長で、今は広島におりますが、日本全体から見たときに、どんな感じで東京の自治体を見ているかというのが私の日ごろ感じているところでして、そんなことでご意見を申し述べさせていただきたい

と思います。

よろしく申し上げます。

○委員 私は、三菱総合研究所というシンクタンクで政策評価チーフコンサルタントをさせていただいております、〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、もう十何年か前から、行政評価ということで、自治体の中に入って職員の皆さんと一緒に、税金が本当にちゃんと使われているのかどうか、そういった観点で、区民の皆さん、住民の皆さんの立場に立った形で、その辺のところを行政の皆さんにお話しできたということで、評価の観点で一緒に自治体の皆さんといろいろやらせていただいております。その関係で、杉並区からもお声かけいただきまして、外部評価委員ということで、これまでかかわらせていただいております。

ほかの区、ほかの自治体でも外部評価をやらせていただいております。そうした観点で、外から見た杉並区の今の状態、そういった観点でお話をさせていただければと思っております。区民の皆さんの福祉の向上に少しでもお役に立てればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。皆さんもよろしくお願ひいたします。

○委員 公認会計士、税理士の〇〇と申します。

私は、今回、この6月に評価委員になりまして、それから、会計士協会では、杉並地区会の副会長をやっております。普段の仕事は、民間会社や財団法人などの経営相談や税金の相談をしております。

今回は、特にこの杉並区の事業仕分けを、私は会計士ですから、特にコストの面からいろいろ聞きたいと思っております。

○委員 首都大学東京の〇〇と申します。専門は、行政法と、主に今、環境法政策の分野を中心にやっております。

実は、国の方の仕分け、第1弾と第2弾の仕分け人もさせていただいて、先ほど区長のお話にもありましたけれども、国の仕分けとは違う、杉並版の仕分けの意義ですとかその特徴ですね、そのあたりを意識しつつ、もしくはそれを模索しつつということになるかと思ひますけれども、今回、杉並の仕分けを、外部評価委員として担当させていただいて、皆さんと一緒に杉並のよりよい行政サービスに少しでも貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○特命担当副参事 ありがとうございます。

それでは、外部評価委員会を進めていきたいと思ひますので、所管部門の説明者は席に

着いてください。

なお、ここで、区長、副区長は退席させていただきます。

○区長 それでは、よろしくお願いいたします。

(区長及び副区長退室)

○特命担当副参事 それでは、第1事業目、コールセンターの運営について、よろしくお願いいたします。

ここからは、会長に進行をお願いします。

○会長 はい。事務局からもう既にお話があったのかもしれませんが、本日の対象となっておりますのは、「コールセンターの運営」「子育て応援券」「路上喫煙対策」「緑化助成」の4テーマとなっております。各1課題につきまして50分を目安に評価意見の取りまとめを行うことになっております。

それでは、最初に、コールセンターの運営につきまして、所管部局の方から、10分程度を目安にご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○区長室長 それでは、杉並区コールセンターの運営についてご説明を申し上げたいと思います。

その説明の前に、説明員を紹介させていただきます。

区政相談課長の馬場です。

それから、コールセンターには粗大ごみの関係がございまして、その関係で杉並清掃事務所長の手島です。

そして、私、区長室長の与島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明を始めさせていただきます。

○区政相談課長 それでは、杉並区コールセンターの運営についてご説明申し上げます。

区長室区政相談課長の馬場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して、座って説明させていただきます。

評価対象概要シートの5ページをご覧ください。

まず、コールセンターの目的・目標でございますけれども、杉並区コールセンターは平成18年2月より業務を開始し、約5年が経過いたしました。コールセンターの目的・目標ですが、覚えやすい「#8800」で、365日、いつでも、どんな内容でも、1カ所で適切にお答えする電話窓口として、区民サービスの向上を図っております。

また、問い合わせへの対応や、各課のイベント受付、保険証などを大量に発送した後の

問合せ受付をコールセンターが行うことにより、主管課の負担軽減につなげております。あわせて、よくあるお問い合わせと回答、FAQを整備し、ホームページから区の事業内容をだれでも検索できるよう提供しております。

平成21年度、ファクスとメールを除いた電話対応件数全体では、約26万件ございました。そのうち、休日夜間閉庁時間帯は、粗大ごみと合わせて約9万件で、年間件数の35%に当たります。また、運営上の目標として、サービスレベル目標を定めております。資料の10ページに掲載されております。

所管課に転送せず、コールセンターで回答が完結する割合を、一次対応完結率と呼びますが、21年度は、目標80%に対し84%でした。なお、粗大ごみを合わせた完結率は95.7%となっております。

コールセンターにかかってきた電話の中で、話し中により対応できなかった割合を放棄呼率と呼びますが、20%未満の目標のところ、16.4%となっております。休み明けの月曜日や午前9時から午後1時ごろまでの件数が多く、目標の確保が難しくなっておりますが、平均では16.4%と、目標を達成しております。

平均電話対応時間、平均電話保留時間も、目標を大きく上回って達成しております。

次に、事業の内容でございますけれども、コールセンターの事業内容は、各課が作成したFAQや広報、くらしのガイドなど、区からの最新の情報に基づき、職員にかわって区民からの問い合わせに対応しております。また、所管課の依頼により、予防接種やイベント受付を代行し、受付名簿を作成して、所管課にお返ししております。

対応時間は、区役所へのお問い合わせ、イベント受付は年中無休で、午前7時から午後11時までですが、粗大ごみ回収の受付は午前8時から午後7時までとなっております。これは、平成18年10月に、粗大ごみ受付を別の事業者から#8800に統合しましたが、それ以前からの受付時間帯を引き継いだためです。

杉並区のコールセンターは渋谷区代々木にあり、粗大ごみの受付を含めて、最大12名のオペレーターと、最大4名のスーパーバイザーという管理者が対応しております。スーパーバイザーはオペレーターの会話のやりとりを傍らで聞くことができ、間違った対応の訂正や、オペレーターからの応援要請に対応して、常に正確で丁寧な対応をできるよう管理しております。

よくある問い合わせと回答、FAQの整備状況ですが、19年度発足当時、1,408件で発したFAQも、5年間で3,535件となり、より広範囲の事務について正確にお答えできる

ようになりました。また、ホームページを通じて F A Q の閲覧件数も月に 8,500 件ほどあり、年間 10 万件以上利用されてございます。区職員にとっても、区全体の業務について、正確に把握できる貴重な情報資産となっております。

課題と改善・見直しの方向でございますが、まず現在の状況ですけれども、杉並区のコールセンターは、23 区で一番早く設立され、コミュニティバス「すぎ丸」のラッピングなどで P R に努めるとともに、さざんかねっとのヘルプデスクや、粗大ごみの受付業務等の統合、イベント受付業務を数多く引き受けるなど、業務の拡大と周知に力を入れてまいりました。

5 年目にしてようやく区民の 31% に知られるようになり、問い合わせ件数も一日平均 700 件を超えるようになってきました。現在も、周知とともに利用者が増える傾向にございます。ただし、このうち 76% は粗大ごみの受付で、区役所へのお問い合わせについては、24%、一日約 190 件程度となっております。

課題の 1 番として、利用の促進と所管課の負担軽減がございますけれども、単なるお問い合わせ回答でなく、予防接種の受付やイベントの受付窓口として広報等で周知し、より細やかな電話対応と名簿作成を請け負って、所管課の負担軽減に役立てています。また、所管課による大量の文書発送にあたって事前に F A Q を準備し、所管課だけではあふれてしまう問い合わせの一部をコールセンターで担っております。今後も、区民の満足度向上と区役所の負担軽減に役立つ工夫をしていきたいと存じます。

次に、時間帯別の件数表です。午前 7 時台と午後 9 時以降については、かなり件数が少なくなっております。午前 7 時台、午後 9 時から 11 時の受付件数は、合計 2.1% にもかわらず、オペレーター 1 名、スーパーバイザー 1 名、計 2 名が常に配置されてございます。

二つ目の利用実態に合わせた時間変更でございますけれども、区役所へのお問い合わせの件数には、粗大ごみの受付等のものは含まれておりません。時間外にお断りしている件数であり、多くはお断りの件数でございます。現在、コールセンターと粗大ごみの受付時間が食い違っておりますが、統一していきたいと考えております。

課題の三つ目、電話混雑への対応でございますが、ホームページ上の F A Q は、年間 10 万件以上閲覧されてございます。粗大ごみの受付も、現在 12% がパソコンからの申し込みですが、ホームページを見やすく、使いやすくする工夫により、より多くの利用を目指してまいりたいと存じます。

四つ目の代表電話との統合でございますけれども、代表電話と統合すれば、すべての電

話を扱うこととなり、区職員の大幅な負担軽減になることは間違いありませんが、すべての電話を、要件を伺い、振り分けるためには、多数のオペレーターが必要となり、広い施設を庁舎の外に設けるため、庁舎との間で電話の転送も必要となります。19年度、内部で検討いたしましたが、実施は困難であると判断しました。

コールセンターの利用者に対しては、年2回、満足度調査を実施し、高い評価を得ております。しかし、区内部の負担軽減や事務効率化の影響等については、具体的な成果が不明でございます。特に費用対効果の検証など、区内部の事業効果を検証する必要がございます。

都内でコールセンターを運営している区は、杉並区を含め、7区です。運営状況を見ますと、当区と同じ時間帯で運営しているのは港区のみです。粗大ごみを除く件数では、世田谷区と足立区が杉並区とほぼ同程度の受付件数となっております。粗大ごみの受付については、他区は別立てでコールセンターに委託、もしくは公社に委託しております。区のコールセンターと統合しているのは、杉並区のみとなっております。

杉並区のコールセンターは、5年を経過し、認知割合や利用件数も向上し、サービスレベルも、目標を常に達成している状況です。特に、休日夜間における情報提供として活用され、インターネットが使えないお年寄りにも電話で親切に対応し、情報提供の公平化に役立っております。

今後、運営時間の見直しや契約方法の工夫など、効率化を図りながら、区内部を含め、費用対効果を検証し、円滑に運営していきたいと考えてございます。

以上でコールセンターの運営についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。いろいろ効率よくご説明いただいたんですが、まず、委員の方で、ご質問とかご意見はありますか。

○委員 まず、コールセンターの運営ですが、この74%が粗大ごみの回収のことだということなんですけども、聞くところによると、都環境整備公社が運営する粗大ごみ受付センターがあるらしいんですね。区民がそこに電話してから回収するまでのシステム、それをちょっと教えてもらいたいんですけど。それから、その参加経費は幾らか、それを教えてほしいんですけども。

○会長 はい。どうぞ、お願いします。

○清掃事務局長 環境整備公社でございますけれども、開設時間は8時から7時ということで、今の杉並で行っている時間と同じでございます。受付方法は、電話、ファクスそれか

らインターネット、これも今杉並区で行っているものと同じという形でやってございます。ここは基本的に日曜日の受付は行っていないと。

○委員 土曜日も。

○清掃事務所長 土曜日は行っております。ただ、個別で、大田区のみは日曜日の受付もお願いをするということで、別途料金を追加して行うという形でやってございます。

日程的な問題は、それぞれ区のシステムがございまして、申し込んでから、例えば4日後だとか、あるいは申し込んでから1週間後に収集という形で、区によってそれはさまざまな状況になっているということでございます。

経費的な問題でございましてけれども、ここで例えば杉並区がもし行うということになりますと、システムがございませぬので、初期投資を含めてやりますと、約4,400万というお話を聞いてございます。初期投資がなく平準化をしますと、約3,600万程度という数字が出てきてございます。

以上でございます。

○会長 今の説明ではちょっとよくわからないんですけど、初期投資といっても、結局、要するに何年間そのシステムを運用するかによって一年当たりの経費というのは変わってきますから、多分今お聞きになっていることは、要するに杉並の場合の圧倒的多数は、粗大ごみにかかわる受付が多いわけですね。ですから、今のご質問は、分離した場合に、本当に、かえって割高になるのかどうかというようなことが裏にあると思うんですね。それを、だからシステムの開発費用が云々というだけでは、トータルとして、要するに平準化した場合において、安定軌道に乗った場合に、どちらがより効率的で、区民に対してサービスをできるかどうかという議論に対する答えとしてはちょっと不足していると思うんですが、そういうご検討はされているんですか。

○区政相談課長 単独委託のメリットといたしましては、杉並区の粗大ごみ収集体制に対して適合した申し込み、きめ細やかな申し込みができるという点と、もう一つ、#8800という区の業務に対する問い合わせと同じ番号を使うことによって両方の周知が進むということと、区民から見た利便性ということになるかと存じます。そうした点で、コールセンターと粗大ごみを統合したメリットというのは大きかったなというふうに存じております。

○委員 よろしいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 都公社でも受付時間が同じだということですね。それで、今の実績を見ると、コ

ールセンターが大体1億4,800万かかっているんですね。そうすると、この74%というのは約1億1,000万ですね。それを、今、大体2年目からは——多分2年目からということですね。2年目から3,600万ですね。だから、このコールセンターから粗大ごみを外した場合、コストには固定費と変動費がありますから、そう簡単には言えないんですけども、それを外したら縮小しますよね。オペレーターだって少なくなるはずですよ。

そうした場合、粗大ごみを東京都にやってもらった場合、外した場合、そのコスト、コールセンターの総事業費はどれぐらいになるか。それから、多分受付時間を、朝の8時から21時までにした場合。そういうコストの削減、減少を聞きたいんですけどね。

○区政相談課長 はい。一つ目のコールセンターの粗大ごみを外した場合の見積りなんですけども、23年度の見積りですと、1億2,200万程度と一緒に統合した場合の見積りなんですけども、そこからそういうものを除きますと7,442万ということで、軽減になります。

もう一つの時間の短縮による軽減ですけども、今、朝7時から夜11時までですが、それを8時から夜9時までに変更した場合、年間約500万程度の低減を図れるということがございます。

○会長 ほかに。どうぞ、○○委員。

○委員 私は、代表電話との統合について今説明されたことについて、ちょっと疑問があります。コールセンターを入れたというのは、いろんな自治体がやっていますが、一番の動機としては、代表電話に入ってくる負担が大きいからそこを直すためにコールセンターを入れているのであって。お話を聞きますと、そのコールセンターを入れたけれども、代表電話はやっぱり依然としてありますというお話ですと、そもそもコールセンターの評価をするときに、もう一つの別のチャンネルがあって、こっちは従前のままありますよと説明されたわけですね。そうしますと、そもそも、最初の出発点からコールセンターとしての役割が果たせてないんじゃないかというのが最初の疑問なのです。

代表電話に今現実に入ってきちゃって、そして代表電話のオペレーターの方が、本当はコールセンターでさばいていただきたいようなものも事実上さばかざるを得ないということは、本当はコールセンターに行ってしかるべきものを従前のように同じにやっていますということになると、もともとコールセンターとしての役割が果たせていないというところが最初に評価すべきところですよ。もしも今コールセンターを今後どうするのかというならば、出発点に戻って、では、代表電話のところから全部コールセンターでやれないのかどうかという、その先ほどのご説明がやや、お金がかかって不要となりますと簡単に済ま

せられたけど、そこが私は理解できないんです。というのは、ほとんどの自治体がそこから始まるわけですから。コールセンターを入れるのは。

最近では、いろんな IT 技術が進歩してきますと、単なる人間の声で答えるのではなくて、いろんな技術革新で、例えば番号案内で、住民の方には、こちらに行ってください、こちらへと、そういういろんなやり方で結構省力化される技術も発達しているわけです。その代表電話の統合をやったけど失敗、うまくいかないからやめたといいますと、評価ができないんです、コールセンターそのものを。そのところを最初にちょっと、もう一回ご説明いただいて、あるいは、今後もう一回原点に戻って評価をし直すということをやった方がよろしいんじゃないかと、こんな感じがしました。

○区長室長 それでは、私の方から。

平成19年度にコールセンターとの番号の統一化を検討したんですが、我々が挫折したその最大の理由は、今、区に年間約88万件の電話が入っているんですが、それを全部コールセンター機能でやった場合に、現在のところは、各所管課に電話交換の方が、ポンポンポンと、こう電話を回すという作業なのです。それをコールセンター機能として、全部聞くという作業になってしまいますと、数秒で所管に回せたものが自分のところで聞くとなると、3分から4分、少なくともそこで時間がかかるので、圧倒的な人を配置しなければならないということが一つで、そのためには人を配置するスペースが要る、そして人件費がかかるということが一つありました。

もう一つは、区役所の中でもかなり単純業務として回答できるものもあるんですが、個人情報の問題であるとか、区の制度、都の制度、国の制度との関係はどうなっているのかだとか、かなり説明をしなければならないことが多々ございまして、こちらが思ったほどにはこの間コールセンターも進んでこなかったということがありまして、これをすべてコールセンターに任せてしまうのはちょっと無理があるかなということで、なかなか、お金も含めて難しかったというところでございます。

○委員 いや、そのご説明がよくわからないんですね。つまり、今の代表電話のところにおられるオペレーターの方は、そこは多分委託されているんだと思うんですが、その方は結局何をやっているんですか。結局、コールセンターと同じことをやっているんじゃないんですか、別の委託でやっているその方々が。

○区長室長 いえ、区役所の代表電話の交換業務は、代表電話にかかってきたものを、即それぞれの所管に回す、交換するという、単にそれだけの業務で、そこで何か話を聞くと

いう作業というのは基本的になくて、各所管課に回すという作業でございます。

○委員 そうしますと、所管課に回ってきて、それでまたそこで片づかない場合が結構ありますから、結局オペレーターの仕事というのは、どこかが必ず住民の方のご意見とかご質問を聞いて、最後はどこなのかというのを探さなくちゃならないので、オペレーティングのその役割というのは、もしかしたら所管課が一部分をやっていたりするわけだと思うんです。

ですから、全体として、その窓口になるところの機能というものを、二本立てにするとか三本立てにするんじゃないで、どこかが一括して引き受ける、あるいはそこを I T 技術でうまく仕分けするような、そういうのも一つの方法ですけど。FAQ も。それに似たようなことで、いろんな番号案内とかをして、合理的に仕分けする入り口のところ、それをやりませんと、二本立て、三本立て、あるいはここの番号案内だけですよといったら、今度は所管課に行っても、所管課がまたそこで片づかない場合には、そこがオペレーター機能をやったりしていることがあるわけじゃないですか、現実には。だから、結局いろんなものが重複しちゃうんです。どこか入り口だけ一本化するという、そこを、先ほどの、お金がかかるからやめましたというのは、余りにも、その段階の技術革新やら何やら、努力をそこでやめちゃっているという感じがしてしょうがないんです。そこをもう一回考えていただいた方が、こっち側に分かれたところだけで、今、効率的かどうかだったかという議論をしているので、なかなか私には合点がいかないところがあるという感じなのです。

○会長 それは成功している自治体があるんですか、実際に。

○委員 例えば佐賀県が、人口 80 万人のところですが、いわゆる協働化テストというのをやって、全部それを民間に移しちゃったわけです。その後やって 2 年目ぐらいですが、少なくとも民間業者がやりたいといって手を挙げたところが非常に多かったものですから、そういう具体的なサービスレベルがどうかというのは別として、現実に参入してくるところがあつて、うまくいっていると思う。もう一つは、サービスレベルが同じだということをよく行政マンは言うんですが、実は、例えば飛行機に子どもが乗るときに、チェックインのときに、昔に比べて、随分、ユーザーの方がたくさんいろんなことをやるようになった。技術革新が進みますと、ユーザーの方が結構やらなくちゃならないというのはやっぱり一つの宿命だと思っていまして、そういう意味では、飛行機のチェックインにいろんな手間がかかるのを、昔はカウンターのある人がやってくれたのをこっちがやっていると同時に、やっぱり技術革新の中で、住民の人も、役所に接するところの接点はいろ

んな形に変わるということ。それはサービスレベルが下がったと必ずしも言わなくて、新しい技術の中で住民が行政にアクセスするやり方が変わってくるということ、そういうことをやっぱり徐々に浸透させていかななくてはいけないという感じがいたします。

○会長 ほかにご意見は。○○委員。

○委員 目的なのですけれども、今こちらの方に、区民サービスの向上というのと主管課の負担軽減、事務の効率化とあるんですけれども、これは目的それぞれ対策が違ってくるんです。この中で、一番、区として何を軸としてこのコールセンターを運営されているのでしょうか。区民サービスの向上なのか、関係課、所管課の負担軽減なのか。あるいは事務の効率化でしょうか。それによって、多分方向性が変わってくると思うんですけど。

○区政相談課長 当初の目的が365日24時間の安全・安心ということで、やはり閉庁時間帯の区民の区の事務に対する問い合わせというものに対応するものが目的の中心になっております。

○委員 多分区民の皆さんへのサービスということが軸足なんだろうと思うんです。そこで、もう一度その原点に戻って、このコールセンターがいいのかどうか、あるいは、違うサービスの方がいいのかどうか。その辺、区民の皆さんに確認されていらっしゃるでしょうか。18年度からされていますね。それに対して、区民の皆さんは、このコールセンターを続けた方がいいとか、あるいは、これだけお金がかかっているんだったら違う方法を何か考えるべきだとか、その辺のところ、区民の皆さんにご意見を伺っていらっしゃるのでしょうか。

○区政相談課長 年2回、区民満足度調査というのをやってございまして、これは利用者に対する利用満足度でございまして、実は5点満点のところを4.9点ということで、毎回非常に高い評価をいただいておりますが、利用されない区民を含めての調査というのはまだやっておりません。今年度、区民意向調査の中では、知っているか知っていないかというところでは、31%知っているということで、その中で使った方という、5割以上が使っているというお答えをいただいております。

○委員 利用されている方に伺ったら、多分、あった方がいいとおっしゃるのは、それは当然だろうと思うんです。最初に、区民の皆さんに、今後もしこれを検討されるのであれば、方向性なり確認をされるべきなのではないか。早目にです。

それと、あと、31.3%というのはあまりにも低過ぎるんです。7割の方はご存じないということですので、その辺のところをしっかりと受けとめられて、まずはこのコールセンタ

一というものを——本当は使っていただかないのが一番いいんです。コールセンターに何も聞かなくても全部がわかる。それが多分、一番、区民の皆さんにとってはいいことなんです。それがもしできないのであれば、このコールセンターの存在を知っていただくと。ホームページを見させていただいても、右側の上と下に小さな字で書いてあるぐらい。入り口には旗が立っていますが、何の旗かわからない。そういう状況ですので、まずはこのところから確認をされる必要があるんじゃないかと思います。

利用が増えればいいというものじゃないと思うんです。その辺のとらえ方、利用件数をどうとらえるかというものもきちんと精査された方がいいと思います。

○会長 どうぞ、○○委員。

○委員 今のことも関連するんですけども、最初に質問のあった粗大ごみの受付センター機能をこのコールセンターに置いておくかどうかということのご説明が、その必要性についてのご説明が、非常に説得力を欠くなと思います。やはり、なぜそこに置いておかなきゃいけないのかということが、先ほどのお答えでは、あまり納得をもって受けとめられないというのがありまして、区役所への問い合わせと同じ番号にしておく方が、その井 8800 にしておく方が、区民にとっても利便性が高いんだということだったんですけども、そうはいつでも、今のご指摘にもあったように、じゃあコールセンターを知っている人は 3割しかいないということですので、やはりその説明もなかなか説得力を欠くものだと思うんです。

ですから、やはり都の環境整備公社のセンターに委託する場合と、そうじゃない場合と、もう一度きちんと、その費用対効果を精査していただいて、その辺の答えを出していただく必要があるんじゃないかと思うのが 1 点。

それと、コールセンターが使われるということは必ずしもいいことじゃないんだというのはまさにそのとおりだと思います。例えばネットでもこの粗大ごみの受付というのは申し込むことができます。私もネットをちょっと拝見しましたがけれども、ネットで申し込んだ場合の方が、電話やファクスで申し込んだ場合よりも時間がかかるんです。収集に。利便性が高まっているのか下がっているのかわからないようなそういう実態があって、ネットでやるよりは電話でコールセンターに申し込んでいただいた方が早いですからこちらへどうぞというような変な誘導が実はされていて、この仕組み自体の建てつけが、そもそも、もう一度根本から見直していただいた方がいいんじゃないかなという気がしています。そこを、検討の必要があるなと強く感じました。

○会長 今のご質問にも関連するんですけど、今、粗大ごみの収集受付でこのコールセンターで扱っている割合というのはどれぐらいになるんですか。

○委員 75%。

○会長 コールセンターの受付のうち75%なんですけども、要するに粗大ごみに対するチャネルは三つあるわけです。ですから、その場合のコールセンターで処理している割合というのはどれぐらいなんですか、粗大ごみ収集受付の。

○区政相談課長 粗大ごみ受付総件数は、昨年でいきますと約20万件です。

○会長 何割ぐらいかということだけでいいです。

○区政相談課長 インターネットは約1割です。

○会長 ファクスは。

○区政相談課長 ファクスは、0.1%です。ほかは全部電話という形になってございます。

○会長 それは、○○委員がおっしゃるように例えばインターネットを使えば少し安くするとか、当然税金の例でも、国税庁も e-Tax なんていうことをやっているわけですから、そうしていくとか、要するにコールセンターから振り替えがあれば相当コストダウンにもなるし、ここの委託費も安くなるわけです。圧倒的に多数の七十数%が粗大ごみの受付であれば、たとえ粗大ごみのことをそのままやるにしても、いろいろな方策はあると思いますけど。そういうことはお考えになったんでしょうか。

○区長室長 はい。この間進めてきて、私どもも課題が見えてきたところもありました。ただ、始めるに当たりましては、自治・分権の時代を迎えて、区ができる限り単独で、区民の皆様の背中のかゆいところに手が届くというような、こういう心意気で、単独でやれるところはやってみようということと、また、単独でやることによって、#8800、統一的にその他一般のお問い合わせと粗大ごみを一緒にやることによって、周知度も高まるであろうと、こんなことを考えながら始めてみたわけですが、少しずつ進めてくるに当たりまして、公社さんの方も、私どもも、やるに当たって、より費用対効果の高いシステム化でやれるのが公社の方であったというようなこともあって、最近いろいろ課題が見えてきて、検討しなきゃいけないのかと、そんな気持ちになっているところでございます。

○会長 ○○委員。

○委員 今のごみの収集でもそうなんですけど、僕は、例えば外国の自治体がどのようにやっているかが別に物差しにはならないんですけども、例えばアメリカの自治体で杉並区と同じぐらいの人口規模があるところだと、例えばポートランドという60万人ぐらいの都市

があって、そこでは、ホームページを見ますと、もうほとんどが、住民からのいろんな要望やら、あるいは資料要求やら何やら、まずインターネットになっている。それらは日本から行きますととても不親切な感じがするけれども、全部インターネットで公開しているから、あるいはそこで注文を受け付けているからいいじゃないかというのがまずベースにある。それで、どうしてもそれでもだめな場合にというので、何らかの電話なんかがあるんでしょうが、まず電話のアクセスなんていうのは見つからないんです。

だから、これが別にいいかどうかわかりませんが、結局財政が厳しいとか、そういういろんな全体として厳しい地方財政の中で、いろんなところをできるだけコストを減らしながらとしていきますと、まあ、お金の余裕があればこういうところに使えているという逆の言い方もできるわけです。まず基本のサービスをどこに置くかというときに、インターネット社会になったときに、よく、情報格差があって、パソコンを持っていない人もいますじゃないかと。それは確かにあります。しかし、それを言っていたら、いつになっても進化に対して対応できないわけです。やっぱり、進化したときには住民の方も変化しなくちゃいけないというような基本スタンスを持った方がよろしいんじゃないかと思います。

今の日本のサービスは丁寧です。外国人が来たらすごくいい自治体だと思うけど、それはもしかしたら、アメリカ基準で言えばやり過ぎというところがあります。こんな感じがします。その辺を考えていただきたい。つまり、お金があればやれるということかもしれない。

○会長 事務局側から、お答えが何かあるんですか。

○政策経営部長 政策経営部長の高です。今のお話と先ほどの〇〇委員のご質問で、そもそもの導入の目的は、その24時間365日型のサービスと、あと一つは、やはりこれを通して、普通の主管課の負担軽減になって、行革の効果にどれだけ結びつくかということもございました。ただ、その辺の、じゃあこれによってどういった効果がそちらの分野であったのかというところでは、なかなか見出し切れないということもあって、どちらかというところと本来業務に加えたアクセサリ的な部分が、かなり費用もかかってきたというところはございます。

○会長 どうぞ。

○委員 コールセンターで対応できるのというのは、そんなに時間がかかるものではないんです。実は主管課の皆さんが負担になっているのは、相談ですとか、例えば1件で30分ですとか、そういう部分がかなりあるのではないかと思うんです。

そうなる、コールセンターによってどれだけ所管課の職員の皆さんの負担が軽減されたのかというところ、本当に軽減されているのであればどのくらいなのか。例えば、残業代が減ったとかです。その辺のところはやはり費用対効果なりがしっかり出される必要があるのではないかと思います。

あとは、業務の効率化という観点から言えば、1カ所で同じような回答をするのであれば1カ所にまとめるという観点は必要だろうと思うんですが、主管課の皆さんの負担軽減という観点を前面に押し出すべきかどうかという、それはちょっと違うんじゃないかなというふうには思います。むしろ、区民の皆さんをお待たせしない、その観点を検討をしていかれた方がいいのではないかなというふうに思います。

それと、もう一点、資料の7ページの、平成21年度の事業実績のところにあるんですけども、一番後ろの行で、「業務の効率的な運用に努めた成果と認められ」とあるんですけども、これは平成19年度から20年度——それはいいんですが、20年度、21年度で増えているんです。これは何で増えているのか。これは、減っている19年度と何で比較しているのか、20年度、21年度で何で比較しないのかというのもちょっと疑問なんですけれども。20年度から860万円増加しているというのは、何か理由があるんですか。それでも業務の効率的な運用に努めたというふうに言っている、その理由を教えてくださいませんか。

○会長 お願いします。

○区政相談課長 21年度の事業実績という項目でございましょうか。

○委員 はい。

○区政相談課長 最終、この事務事業評価のシート自体が本来22年度を目途に何%達成ということをつくられてまいりまして、そういう意味で、常に翌年度ではなくて、22年度もしくは21年度と比較ということを書かせていただいているということでもあります。件数の増加に対して費用の増加が3%ということで、効率化と表現してございます。

○委員 要するに、件数が15%増加したのに費用は3%しか増加していないから効率的だとおっしゃっているんですか。なるほど。よくわかりませんが。そういう理由だったんですね。

○会長 まあ、単価が下がったということみたいですから。

○委員 そういう理由だったんですね。そもそも、利用件数自体をもとにすること自体がおかしいということでございます。

○委員 いいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 先ほど、粗大ごみを都に移管した場合、何かコストが7,440万で、とにかく75%減るんですから、物すごく単純に考えたら、この1億4,800万の75%ぐらい減ってもいいわけですよ。そうしたら、1億1,000万ぐらい。僕の予想では3,700万ぐらいで——それはどうしても固定費とか、何か変動しないものがあるから、それでも余りにも減らないんじゃないですかと私は思うんですけど、どんな計算しているのかと思って。

○区長室長 そこは少し誤解がございまして、全体の74%が粗大ごみなんですけれども、費用につきましては、粗大ごみというのは比較的単純な、粗大ごみを引き取ってほしいというやりとりですので、比較的、簡単に完結します。その他の区政全般にわたりますコールセンターへの問い合わせ、ご相談は、もう少し時間のかかるものですので、勢い、そこには人件費、費用もかかっていくということで、そのまま全体の74%が費用ということにはならないということでございます。

○委員 これを見ると、せいぜい、区民講座の申し込みとか、そんなものが多いと書いてあるんですけど、それがそんなに時間を食うかと思うんですけど。何かすごい疑問です。ごみはこういうごみです、住所はどこですと言うでしょ。それから、区民講座の申し込みは、私はだれだれです、何々にいつ申し込みます、と。それだけで、それほど違いがありますかと思って、何かすごくおかしいと私は思うんですが。そんなに……

○区長室長 講座の申し込みもございしますが、それ以外に、区の業務はゆりかごから墓場までと申しますが、本当にたくさんの業務がありまして、件数としては少ないけれども、数がある。そして、その一件一件にそれなりの時間がかかってしまうというところからでございます。

○会長 いずれにしても、7割の方がご存じなくて、利用されている方は、ごみ収集以外だと一件当たりのコストは多分1,000円ぐらいかかってそうです。ですから、例えばお助けマンか何か、隣の人に聞けば1,000円浮きますよということですから、もっとこれは、まさしく区民協働社会というのを考えなければならず、そういう、地域でこの人に聞けばそんなことがわかるとか、何かそういうことは夢物語だとおっしゃるかもしれませんが、1,000円もかかるんだということをもっと認識していただいて、この現状のサービスをそのまま維持するとか、クオリティーを上げるということじゃなくて、〇〇委員がおっしゃったようにむしろこういうサービスが要らない方向で、しかも区民の方のご不満がないような状態に持っていくというのは、結局ほかに財源を回せますから。そういう社会がやっぱ

り杉並らしい、ほかの隣接の区にないようなことを打ち出せるんじゃないかと思うんです。こういうこと自身は別に悪いことではないと思うんですが、そういうことをお考えできませんか。〇〇委員は何かご不満のようですが。

○委員 いやいや、別に。

○会長 そうですか。要するに2段階あるんです。現状のままであるとすれば、もう少しごみ収集やなんかは切り離すかなんかの体制もできるだろうと。しかし、統合的に窓口サービスの問い合わせ等を考えていけば、今は非常に高品質の、多分いい、待ち時間も少ないし、非常に満足度も、5段階のうち、電話した方に対しては4.9ですから、ほとんどの方が相当高い満足をされて、そういう意味では委託業者の方が非常にすばらしいサービスをしているということは、そのとおりだと思うんですけども。逆に言うと、区民の間で、逆の、ちょっとアンバランスのような状況も起こってきているわけです。まじめな、自分でお調べになって処理をされている方もおられるわけですから。そうすると、その辺についてのもう少しの工夫が必要だと思います。

したがって、別にこれは、このサービス自身を廃止する必要はないと思うんですけど、コストの削減ということではなくて、やはりサービスのやり方自身をもう少し見直していくということが必要だと思います。

それと……

○委員 質問ですが、よろしいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 代表電話は電話交換機能がほとんどだということなんですが、こちらの経費というのはどれぐらいかかっているんですか。

○区長室長 年間約3,600万。

○委員 3,600万。

○区長室長 はい。

○委員 何人とおっしゃいましたか、さっき。

○区長室長 8名で、年間約88万件ほど対応していて、金額は3,600万でございます。

○委員 よろしいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 確認なんですけど、コールセンターの委託業者さんというのはどちらになるんですか。それと、あと選定の方法ですね。教えていただけますか。

○区政相談課長 コールセンターですが、3社のコンソーシアムということで、代表がNTTコムウェアで、あと、もしもしホットライン、それからNTT東日本の3社のコンソーシアムでやっています。選定はプロポーザルで、17年度に選定しています。

○会長 どうぞ。

○委員 いいですか。もう一つ、最後にどうしても。僕は、もっとコールセンターがいろいろやれるんじゃないかという観点から一つ申しますと、先ほど佐賀県の例をお話ししましたが、例えば佐賀県は、納税催告事務、こういうところまで委託して、その方が効果が上がったというんです。というのは、税務の徴税職員が、催告して、税金を滞納していますよというときに、その説得する技術とかあるいは技能とか、あるいはその辺のコミュニケーション能力が、もしかしたらコールセンターの方が、いろんなコミュニケーションをやっている方だから、非常にスムーズに話ができるようになったというのが一つの例としてあるんです。

多分この杉並の例ですと、税金のことなんてとてもそんなものは任せられないから、全部それは税務担当に回して、そこが、もし住民から税金の問い合わせがあったらそちらとになってしまうと思うんですけども、そういうところすら、今、コールセンターに行っているわけです。だから、コールセンターだとやれないというところで、何か壁をつくっているような感じがしてしょうがないんですけど。

○区長室長 少しPRさせていただきますと、税に関しては別途コールセンター機能を持っておりまして、税に関してはそこで特化してやっております。ただし、そこであったとしても、個人情報にかかわり、かつ長期的な相談ということになると、なかなかコールセンターの職員というのは、それはそれで不安定業種で、人の入れかわりも結構ありまして、なかなか難しいというところであります。

○会長 税金は、土日は普通の職員はできないけどもできるというとか、時間帯が夜間とかに電話かけるから徴収が上がるという、国税の場合でも同じようなことを言われていますけど。――どうぞ、最後に。

○委員 簡単に。コメントになりますか確認かなんですけど、例えば住民票はどこでとれるのという質問が来た場合、こういったものというのは、FAQ自体、非常に重要なデータベースとして、行政品質向上のためのデータベースとして、非常に有効なものだと思うんですけども、今、これをどう活用されていらっしゃいますか。

○区政相談課長 今現在、住民からは月に8,500件ほど閲覧がありまして、インターネット

トから区の事務について調査する場合に役立っております。また、職員に対しても、他課の事務を知る上で非常に役に立つということで、そういったホームページを通じて活用されていると思います。

○委員 というよりも、住民票はどこでとるのという質問がもし多かった場合は、その住民票をどこでとるかわからないという区民の皆さんが多いということですよ。ということは、どこでとれるのかというのをしっかり広報に出すとか、そういったところまでつながられているのかどうか。つながっているのであれば、このコールセンターとしてFAQ自体が非常に有効だろうと思うんですが、そこで質問で終わってしまう。今のお答えだと、そんなような気がするんです。それだと非常にもったいないと思いますので、もしもこのコールセンターを続けるのであれば、しっかり、情報は宝の山だと思いますので、その辺を有効に活用していただきたいと思います。

○区長室長 そうですね。先ほど〇〇委員から、件数が上がればいいというものでもないというお話があったのですが、我々この間、コールセンターにかけてくる電話を1件でもふやしていきたいという思想、発想で考えてきたことは事実でございまして、コールセンターに電話をかけなくてもその情報が知られるというところへの努力は、これまでもホームページ等ではきましたけれども、もし努力不足だったということであれば、今後頑張っていきたいと思います。

○会長 それは、ただだから、電話をかけた方が早いから、かけますよ。ですから、やっぱり1,000円ぐらいかかるということはきちんと理解していただかないと、なかなか難しいと思います。

いずれにしても、これは区の方としてもかなり改善に向かって今検討をされているということですから、現状の方式はちょっと見直していただくということが必要だろうと思います。それで、経費の面についても、粗大ごみを分離するかどうかということ以外にも、今、各委員の方からお話があったように、なるべくかかってこなくても済むような体制をつくるとか、あるいは、このコールセンターのデータをもっと使って区民のニーズを酌み取るとか、どのようなロジックで不満が出てくるのかとか、そういったことに使っていただければ元が取れるとも思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間が参りましたので、今日は……

○委員 終わりですか。

○会長 どうぞ。何かありますか。

○委員 私は、粗大ごみだけは別に離した方がいいと思います、都にやらせた方が。でも、このコールセンターのコストが、一回当たりの平均が559円ですね。例えば、粗大ごみは簡単だけど、多分、最低300円とします。あとは1,000円だとします。大体21年度を見ると、19万5,000件ぐらい来ているんです。そうしたら、300円ということで物すごく安く見積もっても5,800万でしょう。第2期目から、初期投資を除けば3,800万で済むと言ったでしょう。それは、絶対、ここで結論というか、粗大ごみは都に任すと。そういうダブルなことをやって、コストをふやす必要はないと思います。それは私の意見ですが。

○会長 いや、別に、それに反論、反発しているわけではないです。要するに、粗大ごみの分離も含めて検討をする必要があるということです。それが今の説明だけではどれぐらい経費が削減できるかというのはわかりませんから、当然大幅な経費ダウンがもしできるのであれば、それは分離ということも検討をしていただかないといけないと思っております。それは確認であります。多分、ほかの委員も同じ意見だと考えておりますが、よろしいですか。

(了承)

○会長 はい。それでは、この案件はそう処理をしたいと思います。ご苦労さまでした。

では、次に子育て応援券がありますが、少し入れかえに時間を要するようですので。

○特命担当副参事 では、次の事業については2時10分から始めますので、説明員は交代をお願いします。

(休憩)

(再開)

○会長 よろしいですか。

それでは、2番目の子育て応援券について議論をしたいと思いますが、最初に、所管部局の方から、10分程度を目安にご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○子ども家庭担当部長 それでは、子育て応援券の説明に入らせていただきます。

私、子ども家庭担当部長を務めております、森と申します。また、今日の説明をさせていただく者は、子育て支援課長の高橋でございます。よろしく申し上げます。

それでは、早速、事業の概要のご説明をさせていただきます。

○子育て支援課長 それでは、よろしく申し上げます。子育て応援券をご説明させていただきます、子育て支援課長の高橋でございます。

それでは、お手元配付資料のうち、分厚い事務事業等の外部評価、これの13ページに評

価対象概要シート、それから14、15ページに事務事業評価シートを記載させていただいておりますが、ポイントを、16、17ページの2枚にまとめさせていただいております。こちらの資料と、それからスライドの方を準備させていただいておりますので、基本はスライドの方をごらんいただきながら、ご説明をお聞きいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、まず子育て応援券とは何かでございますが、これは就学前のお子さんのいるご家庭に、子育て支援サービスを利用できるチケット、これを交付する事業でございます。

事業の特徴としましては、サービスを区がみずから実施したり、それから内容を定めて委託したりするという形ではなく、チケットの交付、つまりバウチャー制度、この方式を用いることが特徴でございます。子育てサービスを、区民、NPO、企業に発案、提供していただきまして、利用者である区民ご自身に、そのニーズに即して選択していただくという仕組みをとっております。

このような仕組みを通じて、区民のニーズ、これは非常にさまざまでございます。一律でない、多様な子育てサービスへの対応を進めるといったことを通じまして、子育て家庭が地域とかかわること、これを促すこと。それから、それを通じて、何よりも子育てを家庭の中に閉じ込めない、子育て家庭を地域で孤立させてしまわない、こういったことを目的としております。子育て家庭が地域とつながるきっかけとなること、そして子育てと地域社会そのものがつながるきっかけとしようとする取り組みでございます。

したがって、単なる経済的支援とは、考え方、これを異にしておりますので、おむつやミルクなどの物品購入であったり、保育料などは対象としていないというものでございます。

交付するチケットの額でございますが、本年9月までと10月以降で、大きく変更しております。9月までは0～2歳児、年間6万円分、3～5歳児は年間3万円分をまとめて年度初めの4月に各ご家庭にお送りしておりました。

利用できるサービスは、スライドそれから資料の方ですと17ページに記載させていただいておりますが、応援券事業の目的でございます地域とのかかわりを促すものということで区の審査基準に合致するもの、事前登録したものに限っております。

子育て支援サービスとしましては、代表的なものとしましては、やはり保育に欠けるご家庭のための保育園、それから虐待・要支援家庭の支援など、特別な事情を抱えたご家庭

向けのサービス、これについては区がみずから実施する。それから、サービスの内容を定めた上で委託を行ったりしているわけですが、応援券事業では視点を異にしまして、すべての子育て家庭を対象とするということが基本的な考え方です。親子で参加するサービス、親をサポートするサービス、子どもを預かるサービスなどを対象としております。

これまでの事業実績をまとめさせていただいております。平成19年の6月の開始から、サービスを提供する事業者、それから実際の応援券の利用状況も着実に増加しております。

事業者数は、年度順でございますが、19年度から429、796、1,040と増加しておりますし、サービスの数も1,065、2,009、2,607と増加しております。これは、一つの事業者が複数のサービスの提供を行うということもございますので、事業者数とサービス数は必ずしも一致するものではございません。

それから、サービスの利用者、つまり子育ての当事者の皆さんが、サービスの提供の側、サービスの担い手の側として活動を始める動きも出ております。事業者数の方で見ますと、19年度から順に45、62、90と増加しておりますし、サービスの数で見ましても、93、121、161と、順次増えているという状況でございます。

サービスの利用の傾向としましては、開始当初、一時保育などの子どもの預かりの分野が大きな割合を占めておりました。平成20年、21年と、一時保育の利用額、これは伸びております。それを上回る形で、親子での体験講座、それから子育て相談といった分野も増加しております。これが利用の全体的な傾向でございます。

このような事業者数、それから利用の増加に伴いまして、また、もちろん応援券事業だけではなく、待機児童解消など、他の子育て施策の取り組みも鋭意進めております。この成果もありまして、区民意向調査における子育て関連施策について区は力を入れていると評価していただける方の割合、これが平成18年に5.5%でございましたが、19年度以降、ごらんいただけますように、14.9、16.3、18.2、20.0と、大きく伸びを見せております。

このように、応援券事業については、事業者数、利用状況とも、着実に増加しておりますが、もちろん、常によりよい事業のあり方、事業運営に向けて検討・見直しを行っております。19年度から21年度につきましては、利用者の利便性の向上、それからサービスの質の向上、審査基準の改定や自己評価の実施、それからサービスの対象範囲の見直し、それから応援券の交付対象、居住要件、3カ月以上の要件等を新たに設けるなどの見直しを行いました。さらに22年度、今年度に大きな見直しを行っております。

一つは、やはり国で子ども手当、この導入を行いました。これを受けて、応援券を、これまでの無償での交付から有償、購入いただく形へ転換いたしました。子ども手当の一部を使って応援券を購入していただくということで、用途が必ずしも限定されていない子ども手当、これが確実に子どものために使われるようという、このねらいを持ったものでございます。

あわせて、自己負担。応援券に自己負担を導入することによりまして、どのようなサービスを利用するか、これをしっかり利用者の皆さんに考えていただく、これをねらいとしております。冒頭申し上げましたが、応援券事業、これは利用者の選択を通じて最もそのご家庭が必要とするサービス、これを利用していただくという仕組みでございますので、その選択をより強化させると。応援券の本来の機能というのをより強化させる方向での見直しと考えております。

なお、22年度、今年度に入ってから利用状況を簡単にまとめさせていただいております。

対前年の利用率の動きですが、約75%から80%で推移しているものと見られます。10月から有償制へ転換したわけですが、これに伴いまして、無償での年度当初の交付額、これは従来の半分、2歳児までですと3万円、3歳児から5歳児では1.5万円と減額しております。半額です。この影響も考慮する必要がございますが、一連の有償制への転換に伴う影響について、今後、しっかり利用動向の検証・分析が必要と考えております。

今申し上げましたのが、交付内容、つまり利用者サイドからの見直しでございますが、サービスの内容、事業者サイドの見直しも順次進めております。例えば、鍼灸マッサージ、民間療法などの親へのサービス、応援券事業の目的である地域とのかかわり、これを直接に促すものではないということのご指摘を多々いただいております。これを踏まえて、平成22年度限りで応援券事業の対象とはしないということとしております。また、提供されるサービスの質を不断に向上させるということがもちろん必要であります。現在、すべての事業者、審査基準に適合しているかどうか、これの自己評価の提出を求めているところではありますが、あわせて応援券事業の目的に沿って子育て家庭が地域とつながっていくために、各事業者さんでどのような取り組みや工夫を行っているか、現状把握を行うこととしております。その情報を素材として、さらに今後具体的な展開を図っていきたいと考えております。

それから、応援券の事業者が着実に増えているというこういった現状、つまり子育ての

サービスの基盤、インフラが整いつつあるということを踏まえて、今後新たな視点として取り組みが必要な事項もございます。例えば、父親の育児参加等、これまで十分に組み込まれていないテーマがございますが、これについても、区民、NPO、企業の創意工夫を生かすという観点で、事業者の力を引き出すための取り組み、これを進めていきたいと考えています。

このような平成22年度の現状・取り組みを踏まえまして、さらに23年度には、無償制から有償制に転換したことに伴う購入動向、利用動向の分析・検証を行うこととしております。また、電子地域通貨事業への対応における経費節減、利用者の利便性の視点からの検討を進めたいと考えております。

以上のように、サービスの掘り起こしから新たな課題への対応への誘導、それから、応援券事業のみでなく、地域社会や子育て施策に関する大きな施策の動向、つまり区の電子地域通貨事業、それから国の子ども・子育て新システム、大きな流れがございます。この動向も踏まえて、応援券事業の果たせる機能、役割について、常に検証を行いたいと考えております。

以上でございます。

○会長 はい。ちょっと確認したい点だけ、事務的にやらせていただきたいと思っておりますけど、21年度で利用されていない方が12～13%ですかね、おられるんですけど、これはどういう方なんですか。

○子育て支援課長 個別に……

○会長 把握されていますか、どういう方が……

○子育て支援課長 そこまで把握はできておりませんが、幾つかご要望としてございますのが、もちろん経済的支援ではないんですけど、おむつ代やミルクに使いたいというようなお声があったり、それから、そのの部分については、目的からはちょっと難しいということをお話しさせていただいています。一方で、共働きの世帯などではなかなか参加できるプログラムがないというようなお話もいただいておりますので、そういったあたりは、一つ今後考えていかなければいけない課題ではなかろうかというふうに認識しております。

○会長 それは、少なくとも21年度は無償交付だったわけですね。普通であれば、資格があればとりあえずもらっておくだけもらっておこうというのが、余りいい考え方ではないんですが、普通とられる行動じゃないかと思ったんですが。

○子育て支援課長 まず、応援券の仕組みとしましては、チケットの交付、送付はさせて

いただきます。それで、使われなかったものは……

○会長 使われなかったということですね、これは。

○子育て支援課長 区の方に請求が回ってこないということですので、お手元にあるまま、そのまま失効するということになります。

○会長 わかりました。

○委員 いいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 非常に基礎的な質問なんですけど、例えば1歳の子どもと4歳の子どもがいると、2人分がこの対象になるわけですか。そういう考え方でいいですね。

○子育て支援課長 そのとおりです。それぞれに対象の額が異なりますので、2人分合算したものをお送りいたします。

○会長 どうぞ、○○委員。

○委員 私も最初に質問が二つあるんですが、先ほどご説明にあったように、応援券というのは、バウチャー制度の趣旨ということだとします。そうしますと、バウチャーというところでやっている趣旨と子ども手当というのは、ある意味では別のものだから、その子ども手当が出てきたから見直しという、その論理がどこから出てきているのかよくわからなくて、特に文章の中で、子ども手当でプレミアム付の子育て応援券を購入するという文章があるけど、これは論理的におかしいんじゃないですか。別のものだとご自分で言うおられるならば、別のものなら別のもので、子ども手当で買うというのは何ら因果関係がないわけで、そこを書いているのは、趣旨と、言っていることと書いていることが論理的に変だというのが一つ。

それから、今度やめたということで、2億5,000万円の影響が出る、と。マッサージとか民間療法というのは、2億5,000万円が影響するということは、先ほどの事業費がもともと3億円、5億円、6億円ぐらいだったわけですから、これを使った方の比率が結構高いということですよ、全体の中で。かなり高い。これは、分野としては、いろいろ利用の多いサービスで、一時保育だとか親子でというこの分類の中には、そのマッサージの分類というのはどこにも出てこないんだけど、どこに該当するんですか。この一連の19年、20年、21年度のその分野別に、1位、2位とありますでしょう。これはかなり上の方に来ないと、この2億5,000万の趣旨からして合わない。この二つ、ちょっとお伺いしたいんです。

○子育て支援課長 まず一つ、子ども手当との関係というところでございますが、繰り返

しでご説明させていただきますと、国の子ども手当で大きく経済的な支援が拡充されているということがある一方で、それが子どものためにきちんと使われるかどうかというところが……

○委員 子ども手当は、これはただお金が来るだけのことで、バウチャーじゃないですか。

○子育て支援課長 はい。

○委員 一方、杉並でやっているのはバウチャーだというなら、バウチャーならバウチャーの趣旨をずっと通すならば、子ども手当とは関係ないという、そういう論理になるんじゃないですか。

だから、使い道が限られているということで、1位から4位に、こういうサービスですよということがバウチャーの趣旨だということで、一般のお金と同じにはなりませんよということでやっているわけでしょ、杉並は。地域のサービスで、地域で子どもを育てるという趣旨で、だからバウチャーだと。それなら子ども手当と関係ないじゃないですか。

○子育て支援課長 そこは二つあるかと思います。経済的支援の中で、もちろん、純粋に経済的支援として、生活の底上げということで使われるべき部分と、それから、子どものためのサービスに使われるべき部分もあるだろうと。区としては、やはり一定のものについては、しっかり子育てサービスの方に使っていただくことが適当であろう。それによって地域とのつながりなど、それからサービス事業者の活性化、つまり子育てのマーケットの、サービスのマーケットを、適切なものを誘導していくということが必要だろうということで、一定の部分について購入制でバウチャー制度という形をとらせていただいているのが基本的な考え方ではないかと思います。

それから、マッサージサービスなど2.5億の部分でございますが、主に子育て相談の中と、それから産後支援の中の内数として入っております。こちら、統計的に、マッサージ、民間療法の部分だけを完全に抜き出すということにはなっておりませんで、別途集計作業を行っている関係でございまして、わかりにくくなっておりますが、子育て相談と産後支援、この二つの中の内数ということでご理解いただければと思います。

○会長 よろしいですか。

○委員 いや、そのバウチャーの方はあまり説明になっていないというか、子ども手当というのは、これはただお金が来るだけのことだから、全然違う。

○委員 一緒にしているから、おかしいんだと。

○会長 それは、有償になってからは、少し利用が上がるんじゃないですか。

○委員 いや、ないと思いますね、これは。

○子ども家庭担当部長 子ども家庭担当部長です。子ども・子育て家庭に対する支援は、当然基礎自治体、地方だけではなくて、国も含めて、それなりの役割分担のもとで対応しているものでございますが、今般、控除から手当という考え方のもと、すべての子育て家庭への支援ということで、国の方の経済的な支援が手当の支給で大幅に拡充したということ踏まえて、子育て応援券も子ども・子育て家庭の支援という同じ趣旨で制度設計し実施しておりますので、そのあたりの整理を通じて、より事業効果の高い事業として実施していく必要があるということで、今般こうした考え方のもとで実施したものでございます。

○委員 少なくとも、子ども手当でプレミアムを購入するというのは、そう期待したところで、消費者の方は、それは無関係に、使う人もいれば使わない人もいる、と。それだけのことじゃないですか。お金が入るだけですから。だから、今いろんな生命保険会社なんかのアンケートでも、半分ぐらい貯蓄されちゃうんじゃないかとか言われているのは、そのとおりのわけです。子ども手当は。

○子育て支援課長 そうですね、子ども手当がどういう形で使われるかと。

繰り返しというご指摘を受けるかもしれませんが、その応援券で見ているところは、まだ1回の利用制限額などもございまして、ある意味、各ご家庭に、子育てサービスの利用を誘導する、それから、こういったサービスがあるということを知っていただいて、そちらを利用していただく方向への、ある意味誘導と申しますか、活用をしていただくためのきっかけづくりでもございます。

したがいまして、応援券の購入の3,000円、それからプレミアムの7,000円だけが子育てサービスの方に使われるということだけではなくて、それをきっかけとして、それ以上の部分、子ども手当として支給されているところのそのほかの部分も、確実に子どものためにお使いいただくということをあわせてねらっているということが、この有償制への転換への趣旨でございます。

○会長 ○○委員。

○委員 ご説明を伺っていると、子ども手当が始まったので有償制を、それとリンクさせる形で導入した。それから、今、地域通貨の方も検討が進んでいるので、そちらの動向もにらみながら、この子育て応援券のあり方については今後も検討していきますということで、非常に制度自体が今揺らいでいるといえますか、何をこれでしたいのかというのが非

常にわかりにくくなってしまっているという気がいたしまして。スライドの5枚目に、この部分を子育て応援券はカバーするんですというのを赤い点線で示してくださっていたと思いますが、これは、当初この部分をカバーするんだとあって、そのねらいも、子育て支援の中でも、やっぱり地域とのつながりを持つというところに、これは本来の機能が求められているわけです。

その本来の機能が、現行のあり方で本当に果たしているのかどうかというところが、なにかご説明を聞いていても釈然としないです。しかも今揺らいでいるというところで、このままで続けていて、本当にどういう意味があるのかというのが、やっぱりご説明を聞いてもわからないんです。

○子育て支援課長 一つは、利用者サイドから見た場合には、応援券の利用が、外出につながっているということで、お答えいただいている方、81%ございます。それからもう一つ、サービスの事業者数とサービス数の中でちょっとご説明させていただきましたが、子育ての当事者が集まりを持って、それから規約などを設けて、自分たちの経験を次の後輩たちに伝えていこうと、そういう集まりをつくっていこうという動きも、徐々にではございますが着実に伸びていっているわけでございます。そういったつながりを促していくということでも、また一つ大きな意義があるのではないかと考えております。

○子ども家庭担当部長 私どもとしては、この応援券事業自体の目的は極めて明確に設定して、この事業を構築しております。つまり、端的に言えば、少子化や核家族化が進行する中で、昔と違って、子育てが非常に孤立した環境の中で、いろいろ悩みながら、さまざまな負担を抱えながら行われているという実態がある中で、どのように地域とつながり、地域がそれぞれの子育てを応援するような、そういうコミュニティの中で子育てが安心して行われるか、これを実現する一つの重要なツールとしてこの応援券事業を導入しているものでございます。この事業導入後3年余り経過しておりますけれども、実際に地域で子育てを応援していると感じていただいている区民の皆さんの割合、あるいは、応援券を中心にした子育て支援施策事業に対する区民の皆様の評価などを見ても、やはり一定の成果——問題、課題は、確かに〇〇委員がおっしゃるとおり、国の子ども・子育ての支援システムの議論など、非常に転換期にございますけれども、私どもとしては、そうした意義はあるものと考えているところでございます。

○会長 〇〇委員。

○委員 多分、これ、子育て応援券と子ども手当を一緒にしてしまったところに問題があ

るのではないかと思うんです。応援券そもそもの目的というものが、子ども手当と絡ませることによって、よくわからなくなっている。要するに、今おっしゃられた地域との結びつきということですね、軸になるというのは。

○子育て支援課長 基本的な考え方は、地域との……

○委員 そうなると、ここに需要サイドと供給サイドが一緒になってきて、子ども手当となったときには、使う側、サービスを受ける側の観点になってきて、今度事業者のサイドはどうなっているんだろうと。その辺のところは、応援券と子ども手当を一緒に議論したことによって、何かちょっと理解できないというか、しっくりこないところになっているのではないかと思うんです。応援券、もともと無償交付されているわけですから、何で無償交付にされたのか、その辺のところをもう一度しっかり確認をされて、教えていただきたいんです。

それで、なぜ今有償、プレミアムの方に移されたのか。それを、子ども手当が実行されたからというのは、多分単なるきっかけでしかないような気もしないではないんです。なので、そもそも応援券って何でつくられて、何でこれまで実行されてきたのか。今度、プレミアムつきに移行されるに当たって、多分子育て手当というよりも、むしろ、例えば区民の皆さんから多少なりとも自己負担があってもいいんじゃないかとか、そういう声ももしかしたらあったのかもしれない。その点を踏まえて検討をされたのか。ただ単に子ども手当ができたから有償という形で検討されたのか。その辺の検討の経緯、最初の交付をなぜ無償にされたのかということと、有償にした検討のプロセスを教えてください。

○子育て支援課長 冒頭のご説明でもさせていただきましたけれども、まず、無償交付の経緯、今回のこの応援券の仕組み、提供するサービスの提供者というのは、必ずしも区民同士の、ある意味ボランティア的なつながりだけに限るわけではなくて、地域全体で、区民それから企業者も事業者も、一般の民間企業もそれから NPO も含めて、すべての皆様に働きかける。働きかけのルートとして、一律のサービス類型ということでお願いするのではなくて、皆様の創意工夫をお願いするというので、子育てサービスのマーケットを底上げしていくということが基本で、無償交付ということで実施させていただいたわけでございます。

その後、子ども手当の導入に伴って、有償制というところで、とらえ方として、利用者サイドと事業者サイドということが適当でないというご意見かもしれませんが、やはりマーケット、新しい形、新しい協働のあり方として、一定の審査基準、ルールの中で、

子育てに資するマーケットを育成していこうという中で、そこへの資源投入として、それまで無償で行っていたものを一部有償に、子ども手当という大きな資源投入が国の方からあるわけでございますので、それをどう使っていくかという観点から有償制ということで実施させていただいております。

それから、自己負担につきましても、必ずしもここは——いわゆるサービスの利用に当たって応分の負担というところは念頭にあるところでございますし、そうであるからこそ利用制限額があったり、それから今回の鍼灸マッサージも、見直しの際にも、一般区民の皆様から、自己負担がやはり適当ではないかというご意見もアンケートでいただいておりますので、そういったものも踏まえて今回見直した結果でございます。

○会長 多分満足されていないと思いますけれども、説明には。

私がもう一つ気になるのは、全体の子育て支援の中の政策はほかにもいろいろあるわけです。そうすると、ここにこれぐらいの資源を投入するというのは、ほかの保育所の問題とかは大体今は片づいているし、さらに支援しなきゃいけないからということで、これが追加になっているんですか。全体的なこの政策の中の……

○子育て支援課長 そういうことはございませんで、やはり保育所の待機児童問題は、それはそれで非常に重要な問題ですし、これからも力を入れて取り組む必要がある分野でございませんで。そのほかの個別の、特に配慮を必要とするご家庭への支援というのももちろん必要でございませんで、ある意味、それらのサービスにつきましては、定型的に、サービスの類型をカテゴリー化でき、区がみずから実施したり、委託したりという提供方法がかなり効果的な部分でございませんで、それ以外の多様なサービスをどういった形で受けとめるか。そういった際には、やはりこの応援券の手法というのが非常に効果的ではないかと。

ですから、あわせて実施していくことということが、特別な事情を抱えていらっしゃるグループと、それから、そうでない、例えば一般家庭、在宅で子育てをされている家庭の方が、かえって保育園の先生と接する機会がなくて子育ての不安が非常に大きいといったような意見もございませんで、実はそういった在宅で子育てをされている方こそ負担感や不安感を抱えていらっしゃるという現実もございませんで、そこはあわせて、一般家庭の施策と、それから、個別の保育などの施策を進める必要があるかと認識しております。

○会長 いや、それで、わかるんですけどね、もう一つわからないのは、この子育て応援券のサービスは、この応援券を使わなくてもサービスはあるわけです、既に。そうすると、

これによる上乗せ効果を要するに期待されているわけなんです、実は。全くゼロではないわけですので。そうすると、この上乗せ部分がどう効いてくるのかということが、実は一番大きな問題だと思うんですが、その辺はどういう——委員の質問とも関連するんですが、どういご検討をされたんですか。今まで全くこのサービスがないわけではないですね。子育ての一時的な預かりとか、そういう民間ビジネスもあります。それを一部補助するというにすぎないんだと思うんです。あと、地域の事業者が出てきたという問題はあるかもしれませんが。

○子育て支援課長 その部分は、やはりサービスの供給量が絶対的に足りていないというのが前提の認識でございます。

○会長 認識はいいんですけど、具体的にどうやると上乗せ効果が出てくるのか、そこが読めないんで、実際の子育ての家庭から言うと、これによるウエートがどれくらい上乗せ効果として上がってくるのかによって、まあ効いてこないことはないかもしれないけど、どんなものかというのがポイントですね。

○子育て支援課長 実際に応援券の導入後にふえたサービスは、会場の皆様へのスライド資料、それからこちらの方に載せさせていただいておりますが、やはり19年度末に比べて大幅に増えています。

○会長 これは増えています。

○子育て支援課長 いわゆる健康相談、マッサージに関係するもののほかに、それから親子で体を動かす講座、親子の集い、ものづくり、それからベビーマッサージ、キッズマッサージなどありますが、親子での集いそれからベビーマッサージというのは、親が子どもとどういう形で触れ合うかということが、今の子育て家庭で、なかなか身近に子育てを経験されていらっしゃる方がほかにいないということで、そもそも子どもとのかかわり方をどうしていくかということのノウハウ、情報に乏しいという中で、こういった講座などが非常にニーズが高く、実際に供給も増えています。このあたりが、他区の状況などまでは把握できておりませんが、子育て応援券の中の登録事業者そして利用が伸びている動向を踏まえますと、かなりの上乗せ効果になっているのではないかと考えます。

○会長 ですから、逆に言うと、事業者サイドにとってみれば、事業者の収入のうち、この子育て応援券による収入がどれくらいのウエートを占めているのかということですが、端的に聞けば。

○子育て支援課長 個別の事業者、全体のマーケットの中でどれくらいかというところま

では……

○会長 そういふことです。そこが実は一番のポイントだと思ふんです。

○子育て支援課長 そうですね。残念ながら、応援券部分は把握できるんですが、それ以外のところはまだとり切れておりませんので、確かに、そういった意味での上乘せといふところではとり切れていないかもしれません。応援券を導入した後の応援券サイドからの切り口といふことで見ております。

○会長 ただ、地域の NPO 的な組織でこのことを供給されているところもあるわけでしょう。そうであれば、区の関係上、どれぐらいがこれで支えになっているかといふぐらいはわかりそうなものなのでお聞きしたんですが、民間事業者の場合は、プライバシーの問題とかあるかもしれません。

○子育て支援課長 NPO も、完全に経営を、公的なところで財産把握までする仕組みにはなっておりませんので、どういったとり方ができるかといふのは、今後の検討課題にさせていただければと思ふます。

○会長 そうですか。わかりました。

○政策経営部長 少しフォローしてよろしいですか。

○会長 どうぞ。

○政策経営部長 先ほどの、〇〇委員がお話した子育て応援券の本来の目的は、やはり保育サービスなんかでは、保育で六十何億とかかかっているんですけど、保育とかそうしていない子どもたち、就学前の子どもたちのすべてを、やはり子育てにかかわるもので何か支援できる。そして、そのことによつて、子どもが少しでも育ちやすくするような環境を整えていくためにこの子育て応援券といふことでやつてきて、そのことによつて、子どもの人口も少しずつ杉並では増えていたり、そしてそれに伴うサービスのマーケットも広がっていったりといふことは、非常にその背景としてあると思ふています。

○会長 どうぞ。

○委員 少しわかつてきたのは、そのプレミアムといふ場合には、今まで無償も何も、ただいろんなサービスが、一時保育とか、普通の料金で行われていたときに、安くこういうサービスが入りますよといふことでプレミアム、といふ意味はわかるんです。けども、今まで無償だったところに有償で入れてプレミアムといふから、頭がこんがらがっちゃうわけです。普通の考えと違ふから。だから、たまたま子ども手当といふものが出てきたのをきっかけに、そのように無理やり理屈をつけたから、ロジックがおかしくなったんじゃない

ないかというのが今感じたところなんです。だから、プレミアムというのは、今のサービス、つまり普通の民間サービスよりはこういう方法をとればお得ですよというからプレミアムというんじゃないですか。無償のところに入れてプレミアムというのは論理的におかしいと、今感じた。

だから、趣旨が変になっちゃったのは、例えば一方で、バウチャーならバウチャーという、バウチャーというのは、基本的にこういうサービスを受けてもらいたい人にそういう無償のチケットをあげるのがバウチャーの趣旨です。そこに有償というのはないわけじゃないだろうけど、そもそもの趣旨としては現物サービスにかわるものを提供する。そのときに、例えば所得制限なんかをやる場合もありますけれども、有償であるかどうかというのはバウチャーにとっての必須の条件じゃないです。だから、制度趣旨が違うものをいろいろまぜているうちに論理的におかしくなったというのが今の状態だと私は思いますけど、そうじゃないですか。

○子ども家庭担当部長 バウチャー自体は、特定の目的で個人に対して補助する仕組みということでございますけれども、私どもとしては、現物サービスである、例えば保育所の待機児対策など、現在も力を入れて取り組んでいます。今、政策経営部長が申し上げたとおり、やはりすべての子ども・子育てに対する支援として求められるものは何かということで、この応援券事業をスタートさせたものでございます。

課題の重要性、緊急性ということで、無償というところからスタートしましたがけれども、国の子ども手当の創設というのは一つのきっかけでございます。インフラを提供する事業者、あるいはサービスの数が、この3カ年で非常に増えてきて、インフラが一通り整う中で、よりこの目的に合致したサービスが提供され、そして利用する側、子育て家庭の方も、より適正な利用が進む。そうしたものにするために今回仕組みを見直したものでございまして、確かに〇〇委員のおっしゃるとおり、バウチャーは無償ということが一般的でございますので、今回のこの事業の見直しのPR、説明の仕方として、プレミアムつきという表現は、確かにわかりにくい部分もございますけれども、私どもとしては、今申し上げたような趣旨で、今回見直しを図ったところでございます。

○子育て支援課長 〇〇委員のご指摘は、現物サービスの方にどうつなげていくかというところは、当然我々も重要な課題と認識しておりまして、であるからこそ、来年度、実際にサービスの利用動向がどうなっているかというのは、しっかり見ていかないといけない。それは購入者の、どういう購入状況になっているのかということ、それからサービスがど

ういう形で利用状況が変わっていくかということをおわせて、しっかり見ていかないと、と考えております。

○委員 それで、ついでに一つ、補足的に。政策経営部長がおっしゃった、結局その子育てを区民全体で負担しながらということが、最終的に区民の皆さんにちゃんと知っていただきたいところになるんですね。

というのは、今のお話のように、子育て応援券以外にも、保育サービスとかいろんな格好で、公費で子育てを支援しているわけです。その中の一つとしてこういう子育て応援券も入ってきたわけで、子育てのために、さっき60億とおっしゃったのが保育の方であって、これも、8億がそれに乗かって、68億がある。まあ、ほかにもあるかもしれませんが、その68億が、区民全体が子どものために使っているお金だということを私はぜひ認識していただきたいというのがまずある。そういう中で、子どもが増えているから結構ですよというのは、それは一つ今のご説明があったんですが、こういう子どもを、みんなで集めて、子どもが増えているということ、区民の皆さんが、その負担との兼ね合いで、ちゃんとご存じなのかどうかというのは最後に知っていただきたいところだということをつけ加えておきます。

○委員 この経済状況の中で、貧しい人はいっぱいいるんです。だから、子ども手当なんかはほとんど生活費の方に回っているというのが結構あるんです、そういう家庭が。

だから、今までは、こういう、無料でサービスを受けていた家庭が3割、3,000円を出さないと、それを買えないとか、券を取得できないと思うと、私はかなり減ると思うんです、多分利用が。だから、今後1年間の利用件数に非常に注目したいんです。私は多分減ると思う。かなり減ると思います。無料だから行くけど、多分3,000円出して、少なくとも、8枚分買うと2万4,000円です。これ、2万4,000円といたら、それは区役所の方たちは平均的なレベルだけど、年収が200万円台の家庭もありますよ、いっぱい。今の経済状況で。だから、1年間見て、これ、数が減ったら、この際やめるべきで、普通に戻すべき。全部無料。と私は思いますけど。

○会長 今のは正論だと思うんですけど、私はもう一つ、一番気になることは、東京都全体で出生率がそんなに上がっているということはないので、杉並区にとっていいことかもしれませんが、この0～5歳児の数が増えているということは、逆に言うと、杉並が子育てにおいては支援が非常に充実している区だから、それによる流入効果的な方が多い。それでもってこの政策がだめだと言うつもりは全くないですけども、そこもよく冷静に見ない

といけないんです、日本国全体にとっては。そこは短絡的にすべきところではないので。

ですから、〇〇委員がおっしゃったこともあるんですが、これはやっぱり、6カ月見て、だめならやめる。考え直さないといけないと思うんです。この分析はされていますか。人口増の要因とか、不動産業界との関係だとか、新たに入ってきた方とか子どもが生まれた方がどういう属性だとか。そういうのは、子育て支援の専門家ですから分析されているとは……

〇委員 それに関して、ちょっと質問で。

〇会長 どうぞ。

〇委員 昨日の日本経済新聞の東京都版を見ると、区が、今、独自の保育室を緊急整備という記事で、区が人口の伸び率などを出した推計によると、2010年度は23人の待機児童がいたけれども、2011年度には220人と約10倍になる見込みだと。これは出生増じゃないと思うんです。多分、こういういろんな噂を聞いて、杉並区に移ってきている人が多いと思うんですが。

〇会長 そうそう、そう思うんです。

〇委員 それはそうだ。

〇委員 そうなんです。社会増というのかな。

〇委員 多摩地域などから、こう入ってくる。

〇会長 ですから、そう思うんです。

〇委員 ですから、そう思ってます。あんまりやり過ぎるのは……

〇会長 いやいや、ですから、ここは少し冷静な議論でと、そういうことを私は申し上げたんです。

〇委員 そうそう。

〇会長 ですから、なかなかこれは結論は難しいところなんですけど。ただ、いずれにしても、最小限言えることは、もう少し冷静にその効果を見るということと、逆に言うと、今度はまたこの層が高齢化していったときに高齢者対策等の問題もまた出てきて、全部をよくすることはできないわけです、区民に対するサービスを。そうすると、どこかでまた別の問題が出てくるので。もともとこの趣旨は、別にこの政策自身は、私は非常にいい政策だと思うんですけど、全体の支援政策の中でこれがどれぐらいの位置づけをすべきかというのは、説明を伺っていた範囲では、なかなか理解が難しいところです。だから……

〇委員 私は、そういうことも含めて、区民の皆さんにちゃんと情報を提供して、そうい

う負担も、あるいはリスクを背負った上でやっているならいいと思うんです。

だから、先ほど〇〇委員が言われたように、今の若いご夫婦は、子どものサービス、小学校のサービスあるいは住宅サービス、いろんな条件を見ながら、極端な話、渡り歩くわけです、首都圏の中を。

一番いいところに集まるということは、それだけ全部区役所なり市役所が、一番負担が多いところに一番住民を集めちゃって、必ずしもその住民はずっといるわけじゃないというのが今の現実なわけで。そういう中で、今の自治体サービス、例えば子どもの医療費の無料化があるとないのでは、若いご夫婦が住むか住まないか、決定的な違いが生じるわけです。そういう中の一つだということを、区の方もご存じのことを、ちゃんと住民の人にも、ちゃんとその辺のことを、コストと、こういうものだという、そういう広い視野で伝えていただきたい。その上でやってもらうのは、それはそれであり得るかとは思いますが、それでも。そういうことだと思いますけど。

○会長 だから、難しいんです。ただ、来る人を拒めないもんですから、逆に出ていく人も、別に、ある意味で自由なところもあるもんですから。ただ、区民の間における公平感とか、あるいは負担と受益との関係という問題は、いずれにしても出てきます。

だから、これを四つに、何か方向性を決めなきゃいけないのですが、私は、現状維持でも、拡充でも、廃止でもないと思うんです。でも、縮小すべきかどうかというのも、僕は判断できない。なので、全部だめだということが僕の結論なんです。

○子ども家庭担当部長 会長、ちょっと。会長から、先ほどご質問がございましたので。

○会長 どうぞ。

○子ども家庭担当部長 この間の就学前の人口の推移を見ますと、昨年比で、出生数自体はトレンドにそう大きな変化がない中で、やはり0～2歳を中心に100名を超える人口増がある。これは要因分析としては、やはり杉並は子育てしやすいまちと、応援券を初めとしたいろんな政策効果も対外的に発信する中で、そうした受けとめ方があって、近隣区市からの住みかえという形で、そういうふうな状況になっているという側面もあると、私どもは思っています。

今般の保育園の待機児童解消の取り組みも同様でございまして、ことし4月で23区で一番少ないところまで何とか緊急対策で取り組んだことが、逆に子どもを呼び込むというふうな悪循環、イタチごっこというような状況、あるいは近隣の自治体とのサービスの格差が結果的に流入人口を招くというような状況は、やはり何とかしなければならぬという

ことで、昨日、国に対しても、内閣府の方に直接緊急要望したところでございます。

いずれにしろ、この事業の費用対効果については、十分今後も検証・分析し、区民の皆様にもご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えています。

○会長 私は政治的判断をやりたくないんですけど、いずれにしても、これは、回答にあったように、子育て応援券自身はこれでいいかどうかというのは、やっぱり抜本的に見直すべきだと私は思います。それで、縮小すべきかどうかというのは、私は、個人的には、廃止、拡充、現状維持は明らかにだめだと。この三つはだめだと。でも、縮小すべかどうかというのは、皆様のご意見はどうですか。

○委員 私は、さっき言ったのは、バウチャーならバウチャーで、そういう趣旨をすっきりすれば、子育て手当と分離することによって生き残る意味があるので、なまじつなげたからおかしくなっちゃったんですよ、これは。たまたまそういう時期があったから、意識し過ぎたんです。実際、消費者からすれば、お金は、ただのお金が来るだけなんだから、何に使うというのは全く関係ないわけです。だから、さっき申し上げたように貯蓄に回している人が結構いたりするわけです。

そうじゃなくて、バウチャーとして現物給付をやっていることによって、国の子育てとは違う施策をやっているんだというなら、まだ理解されるわけです。ただ、そのサービス内容は厳選しなくちゃいけないと思います。地域のサービスで、コミュニティが子どもを育てるんだという趣旨にぴったりするように、もう少し中身を厳選する必要があるけども、バウチャーならバウチャーで徹底していけばいいじゃないですか。そうすれば、国の政策と違うということは言えるわけだと私は思います。

○会長 私は、政策が違ってても何でも、いずれにしても効果がわかりにくいので、要するに、これは、強いて言えば、縮小を含めた抜本的見直しということでしょう。

○委員 はい。そうですね。

○会長 縮小せよとは言いきれないので。

○委員 有償化を検証しないことには。

○会長 ええ。そう思います。よろしいですか、そういうことで。

(了承)

○会長 はい。ではそういうことで、よろしく願いいたします。

休憩ですか。

○特命担当副参事 はい。

○会長 はい。では、10分間、休憩ということですが。

○特命担当副参事 次は、3時10分から開始いたします。

(休憩)

(再開)

○会長 それでは、再開いたします。

路上喫煙対策について、所管部局の方から説明を、10分程度でお願いいたします。

○環境清掃部長 それでは、よろしくお願ひいたします。私、環境清掃部長の原と申します。

私の方から、説明員の課長級職員をご紹介します。

まず、環境課長の中村でございます。

同じく、清掃管理課長の鈴木でございます。

清掃事務所長の手島でございます。

私の方からは以上でございます。

○危機管理室長 会長、すみません。

○会長 どうぞ。

○危機管理室長 関連して、防犯対策の事業を所管しております、私、危機管理室長の井口と申します。

同じく、地域安全担当課長の北川でございます。

○環境課長 それでは、私の方から、評価項目、路上喫煙対策について、簡単にご説明をいたします。

大変恐縮でございますが、私どもはパワーポイントの使用はございませんので、資料をめくりながら、傍聴者の皆さんも、よろしくお願ひできればと思います。

まず21ページ、評価対象概要シートをごらんください。

区内の路上喫煙については、歩行喫煙の危険性、あるいはまた副流煙による健康被害、さらにはポイ捨てにより、まちの美観が損なわれるなど、この間多くの苦情が寄せられていました。このため、区では、平成15年度に、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例を施行いたしました。区民の責務として、区内全域で、吸い殻のポイ捨て及び歩行喫煙をしないこと。また、特に喫煙の多い地区を路上禁煙地区といたしまして、歩きたばこだけではなく、喫煙そのものを禁止いたしました。

その路上禁煙地区指定の効果につきましては、29ページ、3のところの調査結果、棒グ

ラフをご覧くださいますが、歩きたばこ調査、あるいはまた吸い殻調査とも、大幅に減少したということがわかるわけでございます。一番左の棒グラフと、その一つ隣の棒グラフを見比べていただきたいと思います。しかし、これによっても路上喫煙は解消したわけではなく、また、苦情・要望も引き続き多くございました。

このような状況の中で、もはやマナーに頼るだけではこの問題を解決するには至らない、限界があると判断いたしまして、昨年、平成21年の10月から、路上禁煙6地区、先ほどの棒グラフのところにあります、荻窪、西荻窪、阿佐谷、高円寺、上井草、高井戸でございますが、この駅周辺、路上禁煙地区における条例違反者、喫煙者に対して、2,000円の過料を徴収するという形にしたわけでございます。

過料徴収の体制、活動内容につきましては、また21ページに戻っていただきますが、事業の内容のとおり、区職員6名の交代勤務により、土日、祝日を含む毎日、路上禁煙6地区での指導及び違反者からの過料徴収を行うとともに、区内全域においても、巡回車を利用して、指導啓発に努めているところでございます。

この徴収の成果につきましては、また29ページの棒グラフに戻っていただきますが、今度は、この真ん中の黒の棒グラフと一番右のところの白い棒グラフでございますけども、歩きたばこ、ポイ捨てについては、さらに減少するなど効果が認められてございますが、過料徴収の件数につきましては、その隣の28ページの1の(2)のところ、月別集計のところ、横ばいの状態が続いている。また、依然として区民からの苦情・要望も、その下の表のところでございますが、かなり多い。むしろ21年度になってさらに多い状況にあるということが言えるわけでございます。

また、あわせて、この事業に関するコストについてですが、今度は、評価シートの22ページの下のところ、21年度は、啓発経費、約4,600万円余——46,178千円となっておりますが、約4,600万円余を中心に、人件費込みで約6,000万円となっております。

このような状況の中で、今後の課題と改善・見直しの方向性について、最後に少し申し述べたいと思います。

総括いたしますと、この事業については、最初に申しあげました15年度に条例を制定し、当初はこの条例に規定された過料の徴収は行わず、施行は規則で別に定めるとし、状況を見てきました。すなわち、啓発活動を中心にマナーの徹底からスタートしたわけでございますが、路上喫煙は解消されず、また苦情も、先ほど見ていただきましたように多い状況が続き、現在は過料徴収、マナーからルールへという形で、今取り組みを行っているわけ

でございますが、最終的には、また路上喫煙の解消、根絶を目標に、再度マナーに戻すことが理想だと考えてございます。

が、しかし、現状では、資料でも確認しましたがけれども、徴收件数が横ばいで推移していること、また、区民の苦情がむしろ増加しているということから、違反者に対する過料徴収、すなわちルール化は、当面、継続せざるを得ない状況でございます。

このような中でより効果的な指導を行っていくために、例えば違反行為の多い地域、特に高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪の3駅周辺の対策を強化しています。28ページが一番上の1の(1)というところの表でございますが、今申し上げた高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、この3駅の小計で、過料徴収の件数等を含めまして、約9割という形になってございます。現在も、この3地域におきましては毎日パトロールをしてございますが、そういったところでの対策の強化、また、特に朝晩の通勤時間帯における指導の徹底など、より実効性のある取り組みをこれからも行ってまいります。

このような改善を行う中で、今後、徴収開始から3年をめどに、改めて効果の検証を行っていく予定でございます。特に、過料徴収につきましては、強制処分でもありますので、その合理性ですとか、あるいは客観性には常に配慮をする必要があるというふうに考えてございます。その存廃も含めて、検討してまいります。

さらに、費用の面でございますが、特に啓発活動において、過料徴収の当初、これはPRもありましたので区内全域を対象に行ってございましたが、そういった方法から、違反の多い地域を重点的に行う方法に切り換えていくなど、来年度予算に向けて、見直しを既に行っているところでございます。

ここで、この予算の関連で資料の訂正をお願いしたいんですが、23ページをごらんください。23ページの事務事業評価シートに「改善・見直しの方向（中長期）」とあります。ちょうど下のところですね。その欄のところに「コスト」というところがあるんですが、この黒丸が「現状維持」になってございますが、既に先ほど申し上げたように23年度予算見積りにおいて、啓発事業等の見直しで削減を予定してございますので、黒丸のチェックを「減」に変えていただきたいと思います。恐縮です。

最後になりますが、30ページをおめくりください。各パトロール隊の概要の資料、参考資料3-2というのがございます。

杉並区では、今までご説明をいたしました路上喫煙防止パトロールのほかに、ごみの集積所に出された古新聞などの無断持ち去り行為を防止するパトロール、また、広く一般に

安心・安全なまちづくりを目指し、区内全域を対象としたパトロールを実施してございます。各概要、実績については、30ページ、またお隣の31ページのとおりでございますが、21年度に開始した資源抜き取りパトロールについては、路上喫煙対策同様、さらに効果を見て、3年を目途に見直しを図っていく予定でございます。

また、防犯パトロールにつきましては、平成15年度に開始してございますが、この間、区内における空き巣、ひったくりの件数が減少するなど、一定の効果が出ているところでございます。しかし、それぞれに経費がかかってございますので、実効性、効果の面からも、三つのパトロール事業については、今後さらなる連携、必要に応じて整理・再編を考えていくということでございます。いずれにしましても、この課題につきましては、各パトロールの実績を踏まえて、関係課で十分な協議を行う中で結論を出してまいります。

以上、路上喫煙対策を中心に、関連するパトロール事業についてご説明させていただきました。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問。

委員

○委員 よろしいですか。

路上喫煙防止パトロールですが、これは、非常に効果があったと思うんです。荻窪ですと、駅を上がったところの喫煙所で、よくもここまでみんな吸っていると思うほど私は効果があったと思うんですけれども、まだ吸っている人もいるということで、ちょっと実態を知りたいんですけど、例えば荻窪駅前があります、南口とか。そこに、大体月に何日来て、大体何時間ぐらいいるんですか。その実態を聞きたいんですけども。

○環境課長 パトロールの実態ということでよろしいですか。

○委員 例えば、荻窪駅一つとったら。

○環境課長 荻窪の南口。

○委員 阿佐ヶ谷でもどこでもいいです。だから、月に何回来て、何時間ぐらいいるのか。一体、いついるのか、それを。

○環境課長 まず、荻窪で言いますと、北口と南口で分けているわけではないんですが、これは9月の集計でございますが、月に全部で20回、時間にして60時間。

○委員 20日間ということですか。

○環境課長 20日間。20回です。

○委員 ほとんど毎日ですね。

○環境課長 ほとんど毎日です。先ほども申しあげましたように、高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪については、例えば午前中荻窪を回ったら午後高円寺という形で、なるべくこの3地域は重点地域ですので、力を入れてやっております。

○会長 いいですか。どうぞ、○○委員。

○委員 6地区の駅周辺ということで、こちらのページに出ている、杉並区全体のどのくらいのパーセンテージになりますか、区域の割合は。路上禁煙地区に指定されている割合は、杉並区の面積というか。

○環境課長 面積の割合ですか。

○委員 大体どのくらいになりますか。例えば……

○環境課長 すみません、今、資料がございませんので、後ほどまたご説明します。

○委員 例えば千代田区は、かなり昔からやっていますけれども、多分もう5割、6割、7割ぐらいになっている。徐々に広げていってです。この路上禁煙地区に指定されたことによって、かなり減っているという効果もここへ出ているわけです。なので、この6駅周辺だけを見てやるのがいいのか、もう少し広げる形で見えていく必要があるのか。

例えば、子どもたちの観点から言えば、通学路とかは、非常に危ないです。そういった面から言ったら、通学路とか、そういった面にもっと拡大していく意向はあるのかなのか、検討されているのかされていないのか。過料も一つの手段かもしれないんですけども、それ以前に、地区を広げることによってカバーできることはなかったのか。過料がいか悪いかはちょっと別の問題として、いかがでしょうか。

○環境課長 まず、先ほども少し申し上げたんですが、路上喫煙という形では、その6地区すべて禁止なんですけども、歩きたばこ、これは一番危ないんです。子どもたちに対してリスクがあります。そういった歩きたばこに関しては、この6地区にかかわらず、区内全域ですべて禁止。それに関するパトロールも、今巡回車を通じてやっているとところがございます。

禁煙地区を今後広げていくかどうかというのは、もちろんその地域の実態ですとか、あるいはまた、その地域に住む皆さんのご意見を聞いて、また条例上も常にそういった地区を見直すということが書いてありますので、そういった中でまた検討していきたいと思えます。

○委員 一言だけなんですけど、例えばポイ捨て禁止条例とか、そういった条例だけだと効果がなかったんで、禁止区域を指定して効果が出ているわけですので、要するにポイ捨て条例だけでは効果がないということなんです。なので、それをやっているからいいというものではないと思います。

○会長 どうぞ。

○委員 質問ですけども、こういうたばこのポイ捨てというのは、条例で定めて、実際に注意をするなり、あるいは過料を科すという場面に、どのくらいが捕捉されているかということによって、たばこを吸う、あるいは違反をする人の道德観というか、そのバランスの中にあります。つまり、見つからなければいいや、という気持ちが常にあったり、あるいは、注意をされるからやめるといふ。

千代田区は数の上では非常に多いというので、ほかの 4 地区のこのデータを見ているんですが、実際にやっておられて、千代田区と杉並で単純比較できなくて、多分、千代田の場合には昼間の人口が多いから、昼間見つけられるケースが多いとかあるんでしょうが、実際に、違反をやめるかどうかというのは、違反する方の心情からすると、どのくらいの、摘発といったらなんですけど、捕捉率があるかの度合いが、その辺の道德観に影響します。実際やっておられて、どの程度捕捉しているから、だからどの程度の効果があるという、その辺はどんな感じでおられるんですか。

つまり、上げれば、もっとぐっと上がるのか、それとも、もう、とても捕捉率が低いからあんまり効果はないのか。それはどの辺のレベルなんですか。

○環境課長 先ほども、指導のやり方については、見直し、さらなる実効性を高めるようなやり方が必要だと申しました。今、〇〇委員がおっしゃるような捕捉率を、本当はその地域でたばこを吸う方がいなければいいんですけれども、なかなかまだそういった実態でもございませんので、その捕捉率という言い方がいいかどうか分かりませんが、実際にそういった指導をする、その指導の実効性が高まるようなやり方を当然考えていかなければならないと思っています。

それからもう一つは、先ほど千代田区の例を出されましたけれども、杉並の場合には、千代田区あるいは新宿区あたりと違って、対象が、そこに住む人、区民である方が多いわけですね。そういった意味で言いますと、この間さまざまな PR をしていった、なおかつ地域で、先ほど〇〇委員のご質問にもお答えしましたが、特に重点 3 地区についてはきめ細かく回っていますので、パトロールの方々が、そういった行動ですとか、あるいはまた、

実際の過料徴収の実績等も含めて、大分地域には行き渡っているかと思います。さらにまた効果的な指導ができるように、工夫をしていきたいと思っています。

○会長 どうぞ。

○委員 ちょっと補足を。つまり、私はなぜ申したかということ、特に住宅が多い杉並の場合に、数を増やして捕捉するパトロールを増やせばいいとは必ずしもならないと思う。昔ですと、例えば私が子どものとき育ったところの街ですと、たばこを吸ったりすると、別にそんな条例があろうがなかろうが、私なりに注意をすとか、あとはお年寄りが注意する。そういう文化があるところというのは、それなりにそういう自制が働く文化があるわけで、そういうところではできるだけ依拠しながらということと、両方のバランスを見なくちゃいけないという意味です。捕捉すればいいという意味で申したんじゃないくて、そういう地域の監視機能が働くというのに、特に杉並みたいな住宅、住民が多いところというのは、そちらをバランスを見ながらということが大事だろうということで、ちょっとお伺いしたというだけのことです。

○委員 今の〇〇委員のコメントに通じるころなんですけれども、要するに違反者を見つけて過料徴収すればいいというものではないんです。それが要するにふえたから実効性が高まったとは言えないと思うんです。活動指標のところの指導件数ですとか、事業の実績で指導件数を挙げられているんですけれども、この件数自体をどうとらえているのかなんです。増えればいいのか。先ほど、ないことが一番いいとおっしゃったんですが、まさにそこなんです。

この指導件数で、計画ですか、22年度の計画は4,000件。要するに今の実績を上回るという計画を立てられているんです。なので、先ほどせっかくおっしゃられた一番のポイント、吸う方がゼロになること、その考え方がここに全く入っていないので、この指標自体は、全く不適切な指標だろうと思います。

今、〇〇委員がおっしゃられたように、私も、行政の対応ということも限界があると思うんです。お金をかけても、もうどうしようもないところもありますので、本当に地域力というんですか、地域の皆さんにご協力いただいて、みんなで一緒にという取り組み、そういったものを進めるというのが杉並らしきなのではないかなと。過料を2,000円かけて徴収して、それを、罰金制みたいな形で、罰金をとられるからやめようとか、そういう形で路上喫煙が減ることよりも、みんなで路上喫煙しない方向に持っていきやり方はどうなんだという形で、その路上喫煙対策というものを検討し直すべきだろうと思います。

○会長 よろしいですか。

○委員 徴収するところは指定して、それ以外のところが指導件数ということですか。

○会長 エリアが定まっているということです。○○委員。

○委員 過料の効果については、今年度から導入して、その実効性については、もう少し様子を見てみないと、その過料処分が科されるんだということをもう少し周知徹底されて、それが抑止効果となって、路上喫煙禁止地区での摘発件数というのでも減っていくかもしれませんし、その辺はもう少し様子を見る必要があるのかなという気がいたしますが、ちょっとお伺いしたいのは、このパトロールの体制についてなんですけれども、区嘱託員とそれから民間委託と、両方を使われているわけです。両者のその役割分担、もしくは、その適正配置のあり方について、どうお考えなのかというところをちょっとお伺いしたいです。

それは路上喫煙防止パトロールだけではなくて、3種類のパトロールがあるわけなんですけれども、その全体のパトロールという意味では、同じようなことをされているわけで、それぞれただ目的が違うといいながらも、もしかしたら、ある程度統合するということも可能なかもしれないし、その全体のパトロール体制のあり方が現行のままでいいのかということについてはどういうお考えをお持ちなのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○環境課長 まさにご指摘のとおりでございまして、21ページの課題と改善の見直しの方向性の一番下の二重丸のところでございます。私の最初の説明で最後のところになりましたけれども、大きく、資源抜き取り、これは清掃の関連のパトロールと、それから防犯パトロールというのがございます。特に、この三つのパトロールに関しては、今ご指摘があったような危機管理対策のあり方の視点から、あるいはまた、路上喫煙にしても、資源抜き取りにしても、また今後少し時間をかけて効果の検証をしてみますので、そういった結果も踏まえて、必要に応じて整理・再編をしていく必要があるかと思っています。

○委員 一般論としてはそうなのかもしれませんが、具体的にはこの辺が問題だ、もしくは、余り効果が上がっていないというような見きわめというのは、今の時点ではされていないということなんですか。

○環境課長 路上喫煙のパトロールに関してということでもよろしいですか、今のご質問は。

○委員 最終的には全体の話をお伺いしたかったですけれども、では、路上喫煙だけでも、まずお伺いできれば。

○環境清掃部長 では、私の方からお話しさせていただきますけれども、いわゆる区全体の危機管理体制としてこのパトロールをやっているわけで、それぞれの業務で実際には分

かれてやっているということですから、〇〇委員がおっしゃるように、基本的にこのパトロールの仕方というものを見直していかないと、それぞれかけているコストが今は縦割りに事実上なっておりますから、こここのところをもう少し効率化することは、当然のことながら必要だと思っています。

それから、先ほど21年度のこの路上喫煙の指導件数のところで、3,800が、22年度の計画が4,000で、ゼロにするための姿勢が見られないというのが〇〇委員からございましたが、これは、21年度は半年間の——10月から実施しておりますので、半年間しかしていないという状況でございます。22年度は1年間通年でやった場合には、少なくともこの程度までには落としていかなければならないということで、数字を乗せたものでございますので、あくまでも、今実際にやっている路上喫煙対策については、地元の町会、商店街の方々と協力し合って、キャンペーンあるいは啓発活動を行っているというところでございます。

したがって、全体的なパトロールという区の危機管理上の問題から見たパトロールのあり方ということからすれば、今後、今の体制を見直していかないと、このままでいいとは、私どもは考えておりません。

○委員 資源ごみにいっていいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 資源ごみなんですけれども、これは24ページの下に事業費の内訳があります。そこで約20億かけています。この集めた資源ごみはどうしているんですか、その後は。

○清掃管理課長 集めた資源なんですけれども、これは古紙・びん・缶・ペット、いろいろございますけれども、この資源を集めて、そして最終的には売却して、リサイクルされています。

○委員 大体、21年度は、全部で事業費が20億です。これ、売却して、どのぐらいが区に入ってきたんですか。

○清掃管理課長 売却益としては、約1億円余です。

○委員 では、コストは、19億は持ち出しても——持ち出しというのかな……

○清掃管理課長 ちょっと訂正させていただきます。

古紙に関しては1億円余なんですけれども、資源全体の売却益としては1億3千万余という形になってございます。

○委員 そうしたら、18億7千万円ですね、実質。これ、勝手に持って行ってくださいと

いった方が、業者より安いんじゃないですかと私は思うんです。勝手にどうぞと。そうしたら、コストは何もかからないし。それでも残ったものに関しては回収する。どうしてわざわざ紙にして、そのまま勝手に、業者さんどうぞ、自由に持って行ってくださいとしないのか。どうしても残ったものだけは区で集めれば、物すごくコスト削減できると思うんだけど、どうしてそれを考えないんですか。

○環境清掃部長 そういうご指摘があるのも、一方ではよくわかります。ただ、この古紙の価格がかなり乱高下することになりまして、高いときには、当然のことながら、民間の、それも個人的な事業主としても、こういうものを回収していきますけども、そうでないときというのは、もうほとんどそのまんまということで、せっかく出されても、区の方の姿勢としては、あくまでもごみの減量化というものを目指しておりますので、そういう意味では資源は資源として、行政が回収というものに一定程度関与していかざるを得ない状況だと、そのように考えています。

○委員 資源サイクルというものから考えても、業者はそれを捨てるわけでもないし、どこかに売っているのは、大きく見ると、資源のサイクルになっています。そこまで哲学的に考えなくてもいいと思うんですけど。

○環境清掃部長 おっしゃるとおり、大きなネットで見れば、結局は資源は回収業者の方を通して再資源化のためのルートになっていくということが現実としては多々ございますけども、ただ、個々の家庭から出される資源をどう回収していくかということを考えていくと、民間だけに任せておけば、都合のいいところしか回収していかないということが、どうしても現実的には想定されます。それで、結果として取り残しがあったり、それが結果的に可燃ごみの方に回されていくということもあろうかと思えます。そういうことを考えていけば、行政として資源回収というものに一定程度関与していくことが必要だろうと、そのような考え方で現在やっているものでございます。

○委員 それはわかりますけど、今は全部です。一切、業者はただでやっていません。何かおかしいと思うんです。それは確かに、古紙は、値上がり、値下がりがあるって、変動して、もしそういう業者が回収しなくなったら、そのときそうやればいいんであって。運搬業者なんて、幾らでもいるんだから。何かおかしいことをやっていると思っているんですけど、私は、何をやっているんだろうと思います。

どうぞと、ただで持って行ってくれば、こんないいことはないと思うんですけど。コストもかからないし。何か、私もわからないんですけど。何をやっているんだか。

○会長 これは〇〇委員の専門ですから。

○委員 いや、哲学的にはどうかわかりませんが、やはり法的に言えば、その回収業者といっても、違法な回収業者も幾らでもいますし、きちんと許可を持った、適正処理をきちんとするような事業者が資源が渡るということをやっぱり担保する必要というのは当然あるわけで、だれでも勝手に持って行ってくださいで、一部の違法業者なりが利するような、そういう事態を許しておくというのはやっぱり問題だと思いますから、そこはそれなりにコントロールする必要があるんじゃないでしょうか。

○委員 いや、だから、それは何でもかんでも違法でなく、ある程度適法な業者もいると思うんです。あなたたちは持っていてもいいよ、と。

○委員 早い者勝ちになっちゃうのでは。

○委員 まあ、だからといって、こんな、20億もかけてやる必要は、私はないと思うんです。そんな微々たるという、一部の違法者のために20億も使う必要は全然ないと思うんですけど。本当に私はわからない、経済的に考えて。

○会長 実際、これ以外で、そういうマーケットで処理されている部分もあるわけです。

○委員 それはあります。

○会長 ですから、これだけではないわけだと思いますが。

○委員 全部マーケットに乗せちゃって、消費者の方も、出すときに、この一包み100円とか、そういうようにして売り買いしたっていいんじゃないかという感じはあります。

○委員 そうそうそう。何でこんなものに20億もかけるのか。ただで持っていきたい人がいっぱいいるのに、そういう業者だって適正な業者もいるのに、何をやっているのかと思います。これ、20億ですよ、すごいですよ、これ。私はわからない、理解できない。さっき3億入ってくるというから、まあ17億ですね。

○委員 質問です。

○会長 どうぞ。

○委員 23ページの、先ほどの改正・見直しの方向のところのコストを、「現状維持」じゃなくて「減」と訂正してくださいということでしたけれども、コストですね、来年度については減らしていく方向で。これ、どれぐらい減って、それがどこの部分が具体的に減るのかというのは、ちょっと教えていただけますか。先ほど普及啓発とかとおっしゃったことで。

○環境課長 まず、減らす要素というのは普及啓発の部分で、昨年度に比べての経費の削

減なんですけれども、特にPR経費につきましては、かなり路上禁煙地区の制度も含めて、過料徴収の実態も含めて、区民には大分行き渡ってきている。ただ、どうしても重点地域につきましては、もちろんやらなきゃいけないところもありますので、その辺で、啓発経費を中心に、一部経費の削減を、23年度は考えているということでございます。

○委員 僕は、同じところで感じたのは、今、この減にするということの背景で、過料を科したから指導件数が減ったかということは、これからデータが出てこない、ということはあるでしょう。例えばポイ捨ての本数なんかも減っているというのは、実はこういう条例の効果よりも、たばこが値上がりして買わなくなったということとか、もう一つは、もっと長期的なトレンドとして、健康志向が高まっているから、喫煙率がずっと下がっているでしょう。人口そのものは減っているんだから、人口と喫煙率が下がったら相当減っているんじゃないかと私は思っているんです。そこに値段がまた上がったんだから、その効果の方がはるかに大きくて。

私は、自治体がこういう過料を科す条例を定めたというのは、千代田区が確か最初だったと思う。その意義はすごく高く評価するんだけど、その一定期間を経て、今日見直すときに、やっぱり世の中の大きな変化の方がどうも強く出てきているような状況ならば、過去の意義は意義として認めるにしても、ここにあまりこだわってお金をかけることはどうなのかという感じがあります。その辺、このデータの変化というのは、そういう社会全体の変化の影響の方が結構大きいんじゃないでしょうか。

○環境課長 もちろん、このパトロールや過料徴収を行った結果、その成果がどのくらい出たかというのも見直しの観点なんですけど、〇〇委員がおっしゃられたような社会的な要因、たばこの値段もそうかもしれません。そういったことも含めて、今後3年間で実態を把握した上で、見直していきたいと思います。

○会長 でも、吸い殻は22年10月の方が増えているんです、阿佐谷では。ですから、たばこの価格だけではないと思いますけど、いずれにしても、問題は、全くゼロにすることは多分難しいでしょうから、どれぐらいのコストというか、パトロールをやるかということです。

○委員 その観点なんですけれども、30ページ、三つの各種パトロール隊というのがあるんですけれども、こちらの、区嘱託員パトロール体制、専任職員全部で24人です。こちらの方たち、専門性は必要なんですか。どなたでも——どなたでもできるというわけではないんですけれども、要するに、今ここに委嘱されている方、そういう方でしかできな

いことなのか、民間委託パトロールでできないのか。できるのか、その辺はいかがでしょう
うか。

○会長 どうぞ。

○環境課長 まず、過料徴収、たばこの場合にはその場で原則過料徴収を行いますので、
当然行政処分していくということでは、民間委託というのはなかなか難しいと思っていま
す。

それから、指導という視点からすると、ここにも書きましたけども、警察OBの方を中
心をお願いをしてございますが、もちろん、そういった過去の経験を生かしていただく
ということとともに、きちっと、専任職員に関しましては、マニュアルを整備して、その職
員の能力が生きるような形で、今、パトロール体制を組んでやっているところでございま
す。

○危機管理室長 補足で、防犯のパトロールです。こちらの方は、自治体によっては、警
備会社などに委託しているものもあります。ただ、私どもはむしろ警察OBを使うことが
メリットが大きいということで、あえてこちらをとっています。それはやはり、警察官の
方を、今までやってきたというプロの経験、それが取締りの中で大きいということで、む
しろここは、これをあえて選択するというものを選んでいきます。

○委員 安全パトロールはいかがですか。安全の方、15名の方たちということですね。

○危機管理室長 はい、15名。

○委員 よろしいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 こちらも、警官としての勘とか、警察官としてのそういったものというのものある
かもしれないんですけども、今、民間パトロールでも相当すごいです。その辺のところ、
そこまでする必要があるのかどうか。区嘱託員の方ではなくても、本当に民間委託であれ
ば24時間、毎日24時間ということですので、この三つのパトロール全部一緒に、委託なり
なんなりという形というのは考えられていないのかどうか。この今の選択にしているの
であれば、どういう根拠でこういうやり方をされていらっしゃるのかというのを、もう一度
ご説明いただけますでしょうか。

○危機管理室長 選択肢としてはいろいろあると思います。ただ、一番費用対効果で効果
が高いのは、警察OBの方かと思っていますし、それから、今私どもがやっているのは、
単にこういう職員を採用してパトロールするというだけではなく、地域の方々の防

犯パトロール、そういう自主団体の組織をどんどん増やしています。それもまだ過渡期でございまして、そういうものを増やしていくにも、パトロール隊の職員たちがその団体を指導育成しているという観点もございまして。そういう中では、ここは警察経験者の方が効果が高いと思っています。

○委員 それで思ったんですが、たばこについては条例を定めたから、さっきおっしゃったように、行政処分だから民間に委託を出せませんときに、もしかしたら、条例を定めたことの意義は意義として地方自治ということから認めますが、その行政処分にしたがために委託できないという、何か話がひっくり返っているようなことが今日起こっているのではないかと。例えば本当の今日の効果からすれば、処分しないで、過料を科さずに、何となくみんなが注意し合っで見守っているぐらいの、つまりそれは警備保障会社でもやれる範囲の方で効果が上がるようなところにレベルが変わってきたときに、条例を定めたために行政処分だから、だから委託できないと、話がひっくり返るようなことって、ないでしょうか。そこがちょっと今気になったんですが。

○環境課長 この過料徴収処分に至るまでですけれども、15年度に条例をつくって、もちろん地域の方々、あるいはまた、当然その過料処分前も、そういった指導は、もちろん過料はとれないわけですけれども、そういう形で啓発事業はやっていました。もちろん、それは地域の方々と一緒にやっていたということでございます。

先ほども申し上げたように、この路上喫煙というものが少しずつ効果が出てきて、具体的に言いますと、最終的にはまたマナーに戻してもいいだろうという形になったときには、これは先ほど〇〇委員がおっしゃったような、今は条例で当然その過料という形で定めておりますけど、それはそれでまた、マナーに戻すということは、当然可能であると考えます。

○委員 すべてをマナーに任すというのは、人間ですから、やっぱりある程度精神的に強制力みたいなものがしばらくは必要だと思うんです。だから、今聞いたら、多分荻窪とか阿佐ヶ谷だと、月に20日ぐらいやっていますね。それはちょっとやり過ぎじゃないかと思うんです。月2日ぐらい、3日ぐらいでいいんじゃないかと。日にちを決めなくて、いつ来るかわからないといった方が、私は、あれはほとんど精神的な抑制力だから、20日間やるというのは、ちょっと。僕は3日ぐらいで——1カ所、3日ぐらいでいいんじゃないかと。それでも連日来るかもしれないし、いつ来るかもわからないという。

例えば、荻窪には、3のつく日に来るんだと言ったら、それはまずいです。でも、いつ

か来る。連日かもしれないとか。それで減らしてもいいんじゃないかと私は思うんですけど、どうですか。あまり効果は変わらないと思う。3日にしても20日にしても。

○環境課長 なるべくそうなればいいんですけども。今の段階では、ここに申し上げたように、月別の件数でも横ばいの状態が続いています。先ほど申し上げたように、ほかの繁華街に比べると、杉並の場合にはやはり区民が対象になるということがかなり多いということからすれば、継続的に、今の段階ではまだ、特にその3地域に対しては指導が必要と思います。

○委員 荻窪駅前に喫煙所があるんです、南口を上がったところに。警備員やパトロール員が何もいなくても、結構そこでみんな集まって吸っているんです。だから、別にパトロール——かなりのパトロールで、精神的に抑止力があると思うんです。いつ来るかもしれないとか。また、モラルも結構上がってきて。少なくとも、毎日のようにやる必要はないと思います。3日か4日でいいんじゃないのかと。

○委員 おっしゃるとおりのところもあるかと思うんですけど、やっぱりパトロール隊、こちらの方をもう一度、やはり私は見直していただきたい。21年度の決算で2億4,400万です、三つのパトロールで。先ほど、安全パトロールでも、警察出身の方、自主防犯組織の指導というかサポートをされていらっしゃるとかおっしゃっていらしたんですけども、現役の警察の方がやられてもいいわけで、別にその辺のところは、自主防犯組織的なもののサポートであれば、そちらでもカバーできるんじゃないかということもありますので、本当にその区の囑託員パトロールの方がいなければいけないところだけに絞って、民間委託等々と調整できるところは調整して、合わせると3億3,000万かかっているところ、そちらのところの費用対効果の観点を、もう一度見直される必要があるんじゃないかと思います。

○危機管理室長 例えば警察ですべてやるという選択もあるかもしれませんが。ただ、現実にはその手が足りないんです。そういうところをどう区でカバーするかという中で、そういう専門家を区として雇っていくのは、今現在は必要だと思っています。

○委員 私、警察の方でもできるんじゃないかと申し上げたのは、自主防犯団体組織に対してのサポートの観点だけであって、ほかの部分に関してそう申し上げたわけではないということです。

○会長 いずれにしても、禁煙・喫煙は、いろいろ方策はあると思うんですけど、それほど減っていないです、過料後、実績ベースでは。だから、いずれにしても、これは、〇〇

委員がおっしゃったように、それほどの頻度でやるかどうかというのは、かなりバージョンを変えてやってみるということの余地は、私はあると思います。それと、警察をお使いになるということは一定の抑止効果があると思います。だから、これも三つのパトロールをもう少し——まとめてやれとは言いませんが、何か整理をしてやれば、少なくとももう少しコストパフォーマンスは上がると思います。

ですから、警察の方は、それはそれなりに使っていく余地は私もあると思います。それは有効に使った方がいいと思うんですが、ただ、いずれにしても、もう少しこれは、はっきり言うと、路上禁煙は、本音を言えば、もう廃止してもいいんじゃないかと思うんですけども、そこは急にはわからないということもありますので、少しこれはパトロールの頻度とか、いつやるかわからんというのも一つの方策だと思うんですが、これはもう少し縮小してもいいと思います。それで、ほかの三つのパトロールを、もう少し整理をされた方がいいと思います。

現状において、かなり効果が、治安、空き巣とかひったくり、これは、かなり効果があると思うんですけども、ほかのものについて明確な効果があるかどうかというのは、ちょっとまだ今のところわかりませんので、これはとりあえず少しやり方を変えて、縮小でやれた方がいいと私は思いますが、皆さんのご意見はどうでしょうか。

○委員 一ついいですか。

○会長 はい。

○委員 コスト自体は縮減、削減の方向で、もう少し効率的な形で取り組んでいただきたいと思うんですけども、路上喫煙対策として、先ほど申し上げた路上禁煙地区、こういったものに関しては、もう少ししっかりとした形で、区民の皆さんのお考えとか、そういったものをきちんと聞いていただいて、この辺もやってほしいとかいうのがあれば、積極的に指定していただくとか、そういった方向で——お金がかからないですから。お金がかからない方法でできることというものはしっかりやっていっていただきたいと思います。

○会長 はい。そういうご意見も踏まえて、対処していただきたいと思います。

よろしいですか。

(了承)

○会長 では、そういうことで終わりにしたいと思います。

○特命担当副参事 では、次の事業につきましては、4時5分から始めさせていただきます。
説明員の交代をお願いします。

(休憩)

(再開)

○会長 それでは、再開いたします。

それでは、本日の最後のテーマであります緑化助成につきまして、担当の方からご説明をお願いいたします。

○土木担当部長 よろしくをお願いいたします。都市整備部土木担当部長の小町でございます。

あとは、課長で、みどり公園課長の吉野でございます。

○みどり公園課長 シートをお配りしていますが、33ページのシートと、34ページ、36ページの事務事業評価シートについては、スライドで概略を説明させていただきます。

まず、杉並のみどりの現状ということで、人工衛星から見た杉並の都市熱状況でございます。樹木のある大きな公園のあるところは青くなっています。川沿いのやはり大きな公園のあるところ、あるいは点在する樹林地のあるところは、大体周辺の一番高いところと比較して、5度程度、気温が低くなっております。

こういった、今年の夏は暑かったですが、温暖化の意味合いでも、杉並のみどりを増やしていくというのは重要と考えて、これまで施策を進めてきてございます。

次に、杉並区のみどりの現状でございますが、緑で覆われている緑被地の面積は、743.01ヘクタール、区内全域の面積で割り返すと、緑被率は21.84%でございます。

そのうち、約740ヘクタールのうち、公的な緑被地と言われている緑が約220ヘクタール、私的緑被地が520ヘクタールということで、単純に計算すると公共の緑が3、私的な緑が7ということで、民有地にある緑をいかに守り増やすことが重要かということでございます。

次に、昭和47年から緑被率の調査をしましりました。平成9年までは減少していましたが、それ以降は増加傾向にございます。草地と農地率については、平成14年度が一番少ない状況でございます。

杉並区では、「みどりの基本計画」を平成11年に制定しまして、これまで、それに従い、政策を進めてきてございます。今年の5月に、みどりの基本計画を10年ぶりに改定いたしました。目標年次を、区政100周年である平成44年度までに、区内の緑被率21.84%を25%、接道部の緑化率が23%強を、30%を目指すという目標を立ててございます。その中で、区内の緑の7割を占める民有地の緑、例えば個人住宅のみどりの保全・創出であるとか、屋敷林や農地の保全ということが重要となっております。

区内のみどりの課題としては、緑被率は幸い増加傾向にございますが、昔からある屋敷林であるとか農地の減少は止まってございません。屋敷林は、約30年前の昭和52年に72.3ヘクタールあったものが平成19年の調査では31.4ヘクタール、農地については、昭和55年に122ヘクタールあったものが平成19年には53.8ヘクタールということで、30年間で屋敷林で40.9ヘクタール、農地で68.2ヘクタール減少し、約半分以下になってございます。

屋敷林・農地が減っていく大きな理由としては、税負担、あるいは剪定などの維持管理の問題、落ち葉の処理、近隣との関係等、こういった、最近都市型の問題として、屋敷林を維持していくことが所有者としてはなかなか難しくなっています。とりわけ、私有地の緑が相続時には非常な相続税がかかることで、将来にわたって、今残っている緑についても保全が困難な状況で、こういったものを公有地として買い取ることに限界がございますので、こういった昔からある緑をどうしていくかが大きな課題でございます。

次に、民有地のそういった課題がある一方で、みどりを増やしていく施策として、杉並区では緑化助成制度をこれまで続けてまいりました。昭和53年から始めて、さまざまに形を変えながら、現在に至ってございます。その紹介と助成実績についてご説明させていただきます。

一つは、保護樹木等の、みどりを守るために、樹木・樹林・生けがき等、基準以上のものについて、所有者の同意を得て指定し、維持管理費の一部を補助金として交付する制度でございます。

例えば、保護樹木で言えば、左上の大きな木、あるいは樹林で言えば、まとまった樹木のある地域、生けがきで言えば、きれいな生けがきが10メートル以上続いている場所を指定してございます。

一方で、みどりを増やすための施策として、強制力のある制度と魅力ある助成制度の二本立てで進めてきてございます。

強制力のある制度としては、建物、新築あるいは改築等に当たって緑化計画書をお出しただいて、一定程度の緑化をお願いしてございます。その上、完了時の担保、完了報告をさせていただいて、計画が確実に実施されるように努力しているところでございます。

助成制度としては、接道部の緑化助成、屋上・壁面緑化助成については、平成14年度から実施してきてございます。

今般課題となっています「生けがき道づくり」モデル事業につきましては、昨年度、事業、制度を構築しまして、昨年10月から周知を図って現在に至って、1年を経過して、3

年間の時限的に助成を行っている制度でございます。

こういった施策、今回改定しました「みどりの基本計画」の中で、みどり39プランということで、39の施策——39というのは、サンキューというのは、みどりに感謝するという意味合いで、39の施策を、五つの基本方針に従い、現在進めてございます。

基本方針1の「身近なみどりを守ろう」では、先ほど申しました樹木等の保護指定制度の充実。基本方針2の「新しいみどりを創ろう」の中では、緑化指導の充実といったようなこと。基本方針3の中で「みどりの質を高めよう」の中で、民有地緑化の推進ということで、各種接道部、屋上・壁面緑化助成を位置づけてございます。

接道部緑化助成の大まかな変遷としてはこういったことで、モデル地区で53年から実施したものを、区内全域で60年から実施、あるいは危険ブロック塀、沿道緑化等で実施してきたものを平成12年度に統合して、接道部緑化助成制度としたものでございます。

屋上・壁面緑化助成、接道部緑化助成については、生け垣などの接道部緑化や、緑のカーテンなどの壁面緑化、屋上緑化の経費の一部を助成する制度でございます。

「生けがき道づくり」モデル路線事業につきましては、平成21年度から、先ほども言いましたように、23年度までの3年間のモデル事業として、モデル路線に指定した区域内において、一定の条件を満たした連続した生け垣を道路沿いに整備した場合には、費用の一部を助成する制度として、従前の、目安としては、大体費用の2分の1程度を目安とした助成額、破格の値段で、整備費、助成費あるいは附帯経費を合わせて、全体で1メートル当たり5万円ということと、従前の助成制度につきましては、接道部緑化助成については50万円を限度にしています。一方で、屋上・壁面緑化助成については100万円を限度として助成額を設定してございますが、これについては、一步踏み込んで、そういった限度額等を設けなかった制度でございます。

これまでの接道部緑化の現況でございますが、平成19年度は平成9年に比較して、平成9年度が152キロであったものが平成19年度は447キロという形で、接道部緑化延長は延びてきてございます。

屋上緑化面積についても、6,361平米だったものが、3万5,015平米まで、10年間で延びてきてございます。

壁面緑化の現況につきましては、6,215平米が8,200平米と、10年間で若干の増という形ですが、新技術等を含めた壁面緑化の助成制度については、再考が必要かなということでございます。

具体的に、接道部緑化の写真がこちらでございます。屋上緑化につきましては、こちらのように芝生等を配置したものです。壁面緑化については、区役所の南側でやりました緑のカーテンを始め、壁面を緑化していただくもの。生けがき道づくりにつきましては、まだ、実際に植えたばかりですので、こういう形ですが、実際に長い距離あるいは連続した場所を、実際に昨年度90メートルやっただけでございます。

緑化助成制度の成果としては、上に緑被率、9年度の緑被率と緑被面積、接道部緑化延長、屋上緑化面積、壁面緑化面積、それぞれ、先ほどグラフでお示しましたものの中で、それぞれどういう形で増加してきたかというのをお示ししてございます。接道部については、平成9年に比較して293%、屋上緑化については550%、壁面緑化面積については132%ということでございます。

今回、接道部緑化助成の中で挙げられている「生けがき道づくり」事業につきましては、現在1年目ということで、連続して協働で生け垣をつくっていただけたところが、まだ1年間の中ではなかなか出てきてはいないんですが、実際に事業系のもので2カ所、実際に今年実施予定が1カ所で昨年1カ所ですから、2カ所の実施が決まっております。現在、別途、既存のものを改築する物件、あるいは、新しく昨年つくった場所の延長としてやっただけの場所という形で、少しずつ、実際にできたものについて緑化が広まろうとしていますので、今後ともそれについて取り組んでいきたいと考えてございます。

私からは、説明は以上でございます。

○会長 それでは、ご質問ある方。○○委員。

○委員 緑被率は、接道部緑化とか生け垣づくりとか屋上・壁面も、それも入っているんですか。

○みどり公園課長 緑被率については、昭和48年から、実際に飛行機で航空写真を撮っています、入っています。

○委員 入っているということですね。では、屋上も。

○みどり公園課長 屋上も入っています。

○委員 生け垣も。

○みどり公園課長 生け垣も、当然、上から見て写っていれば入っています。

○会長 よろしいですか。

○委員 今の、上から見て緑だったらいいんですね。人工芝も実は入っちゃっているという話があるんですけど。

○みどり公園課長 それは、昔、そういう話がよくありまして、実際には赤外線撮って、生き物も当然選んでいますので、赤外線に人工芝は反応しませんので。当然……

○委員 精度が上がっているんですね。

○みどり公園課長 精度は上がってございます。

○委員 私も、データのことで二つ。

今の緑被率に占めるウエートというのが、一番後ろのページがそのデータのもとがあつて、接道部緑化とか、これを足し合わせたものが緑被面積になって、それが全体の面積に占める比率ということですね。その場合に、いわば、今後の可能性として見たときのその緑被率を向上させるのに貢献しそうなのが、どうも屋上緑化じゃなかろうかと私は思っておるんです。ほかはもう、ある程度、線であろうということで、将来性を考えるときに屋上緑化だろうと認識を持っているんですが、そのように考えてよろしいですか。もし将来、緑被率を上げるという目標を掲げたときに。それが一つ、データとしてのご質問。

それから、一番最初の方に出ている、緑被率は上がっているけれど全体としての屋敷林や農地が減っているということを言っていることのその意味合いは、緑被率が上がるのとは別に農地や屋敷林を保存しなくちゃいけないという意図があつて、わざわざ、減っているのは問題だというような、そういう表現になっているのかと。もしそうであるならば、それは別の政策目標として、緑被率とは別に、屋敷林や農地を、杉並区である一定程度維持していくということの目的、何のためにそれをおっしゃっているのか。それが二つ目の質問です。

○みどり公園課長 二つ目の質問からお答えしますと、緑というのは、確かに増やしていく部分と守っていくことの両方の施策で、数量を増やしていくと私ども考えてございますので、減っていく部分をまた、例えば言われるような屋上緑化で、実際に、今残っている 84ヘクタール程度の緑をまたつくっていくということになると、宅地の中でそういったことをしていくというのは、かなり、まとまった緑が当然壊されて宅地化されていくということであれば、当然、それを守っていくことが施策として必要ということで挙げてございます。

それについては、確かに増やしていく施策について、それなりに成果を上げてきたと考えてございますけれど、緑については、古く歴史があつて質の高いものと、当然、量的に緑被という形で見て、数量を増やしていく部分という両方を考えたときに、年数を経た屋敷林であるとか農地というのは、杉並ならではの緑であった部分もありますので、その両

方を合わせれば、数値としては確かに言われるように、緑被率を伸ばすというだけであれば、新しくやる方も当然そっちへ重点を置けといえそうですが、既存のものを、なくなった後をまた戻すのには、相当数の時間なり、力、費用もかかるという意味で挙げているだけでございます。

○委員 結局その屋敷林や農地を保存するというのは、すごいお金がかかるわけです。それを、減っては困るんだと、緑被率だけじゃないと言っている意味は、この屋敷林を残したりするのが、例えば都市景観というような観点から大事だとか、あるいは、そのぐらいまとまった緑がないと、いわゆる二酸化炭素吸収力として、ただの緑被率の数字よりは、こういうまとまった緑の方が環境に対する効果が高いとか、何か別の目標を立てませんと、個々の屋敷林や農地を維持するということの理由にはならないと思ってお伺いしたんですが、そうではないですか。何か別の目標がないと。お金もすごくかかるわけですから。

○会長 いや、そうなっているんでしょ。全体のプランが。

○土木担当部長 そうですね。緑被率ではなくて、やっぱり屋敷林だと、杉並にある歴史性とか、そういうものです。あと、畑だと農業との一体性の中で、やっぱり必要だと思うんです。全然畑のない杉並区というのもまた、住宅都市としてもやっぱり価値がないだろうし、屋敷林が全然ないのも、やっぱり住宅都市として価値がない。そういう面で、緑被率ではなくて、緑の中で、環境の中で必要だと思います。

○委員 わかりました。

○会長 どうぞ。

○委員 緑被率25%と、44年まで、「みどりの基本計画」で掲げていらっしゃるんですけども、この44年までに25%という数字は、どういう形でとられて——昭和47年に戻すという意図なのか。52年であれば、もうクリアしているわけです。なぜ、そこに至っているのかというのが。この計画なり施策に関しては、区民の皆さんのご協力なくしてはできないことですので、区民の皆さんのご意向に沿った形で、この目標値が設定されたのか。どういう経緯でこれが設定されたのか、教えていただけますか。

○みどり公園課長 緑被率25%というのは、前回の計画を平成17年に改定したときに、最初の「みどりの基本計画」の目標値は、平成11年に制定した際に既に20%でございました。その後、実際に14年の調査で、20%をクリアしたということがございます。20%をクリアして、新たな政策を、杉並らしい緑を残していく、つくっていくことを含めて、「みどりの基本計画」を改定した際に、目標値をクリアしたということで、25%の目標をそのとき

に定めたのが、最初でございます。

今回、改定にあたって、この25を実際に何%にするのか、昨年、論議がありました。周辺の区で言えば、最終的に武蔵野は将来的に30%を目指している。世田谷についても30%、練馬についても33%を目指していくという大きな目標で、ここのところ「みどりの基本計画」に先行して改定しました。

その中で、実際にできるのかできないのか。25%を確かに、民間の協力も当然必要ではあるんですが、杉並区で、現在、都市計画公園で、まだ未供用で未整備の都市計画公園が約80ヘクタール程度ございます。当然、都市計画公園の整備が進み、現在ある緑化指導の体制を、緑が減る中でも、緑化指導を強化していく中で、約30ヘクタール程度の緑を生むことによって、108ヘクタールの目標値を目指して、実際に施策を進めていくことに実現は可能ということで、25%に設定させていただきました。

○委員 公共施設、公共の観点のものを進めれば、達成可能だということから25にしたということですか。

○みどり公園課長 108ヘクタールの大半は、先ほども言いましたように、都市計画の、まだ都市公園で整備が終わっていない公園が、杉並区内に約80ヘクタールございます。それが実際に整備完了すると、108ヘクタールの緑を生み出すうちの約8割……

○委員 区民の皆さんが、例えば今のまま、今の緑をキープしておけば、公的なもので25%はカバーできるんですか。

○みどり公園課長 それについては、今のままという、今の緑を——まあ、それは難しいと思います、確かに。言われる意味でいけば。当然減っていく緑もありますから、それは同じように増やしていかざるを得ないかと。

○会長 ちょっと違った観点で、もう少し実務的な話をさせていただきたいんですが、保護樹木制度という助成金があります。この場合は、所有者の義務というのは、どういう助成の場合の、義務があるんでございましょうか。

○みどり公園課長 保護樹木制度については、指定をさせていただいたものについては、毎年良好な管理をしていただいたものについて、良好な管理をしていただきたいという要望書を含めて、補助金を助成——年8,000円の補助金を、一本当たり出しているということです。

○会長 何をもって、良好な保護樹木として管理をしているかどうかというチェックは、どのようにされるんですか。もう、善意ということですか。要するに8,000円——一番知

りたいのは、維持管理が非常に大変だということなので補助されるというのはいいことだと思うんですけども、具体的な維持管理状態が適正であるということは、どう区として管理されているんでしょうかということです。

○委員 助成金がちゃんと使われているかどうかということですか。

○会長 維持管理が健全な状態かどうかというのは、何をもって、要するにお金を交付されるだけなのかどうかということを知っているのです。

○みどり公園課長 現状は、補助金を出して剪定していただくその個々のところを、全部をチェックして成果表を上げてもらうような形は、とってございません。

○会長 ですと、一種の善意ということですね。

○みどり公園課長 そういう意味では……

○会長 それで、実質的にはどれぐらいの補助率になるんですか。ほんの一部だと思うんですが。

○みどり公園課長 大体、保護指定、目通りが90センチ以上の木ということですから、当然、通常で、年に何回——毎年は剪定はしませんが、1回剪定をすると、多分、場所にもよると思うんですが、20万円から30万円程度の費用がかかると思っています。

○会長 ですから、心配するのは、資産価値を守るためにやる人はやるだろうけども、悪い言い方をすれば、交付は受けるけども何もしない人もいるのではないかと。そこら辺は全体の緑化のためにはある程度目をつぶろうと、こういうことですか。

○土木担当部長 現実には、そういうことが多々あるかと思っています。

○会長 ですから、そこはもう少しまい方法が何かないのかと、いつも私も考えているんです。それとあと、所有者の申し出がないと、この制度はならないということで、区としては、ここを本当はもう少し保護したいというのと、どちらが優先するわけですか。区としては、区の方が積極的に保護樹木にここはしたいと働きかけられるのか。ここだと、どちらか主導権を握るんでしょうか。

○みどり公園課長 多分、昭和48年に制度を開始した当初は、かなり職員が回ってセールスをして、お願いをして、指定をさせていただいた。ただ、ご指摘のように、その後十分フォローしていない部分があったりして、実際に昨年からはじめたんですが、樹林地だと面積が変わってたりする部分も報告を受けていないものがあったりして、その辺は今精査をしながら、5年ごとの調査の中でやらせていただいています。

あとは、必要に応じては、所有者のところを回ったりするときもありました。それは確

認させていただいて、最近は確かになかなか回っていないところがありますけれど、最近では所有者を集めて講習会をさせていただいています。一昨年から。今年からは、保全したい屋敷林の所有者を集めて、一体どうしたら屋敷林が残せるかということも始めている状況でございます。

○会長 結局今問題になっているのは、相続税対策でお屋敷がどんどんなくなってきていますね。杉並はどうか、詳細まではよく把握していないんですが。そうすると、これの対象はやっぱりどんどん変わっているということですか、実際の件数というのは。

ちょっと細かいことをお尋ねしていますけど、817件ですね、今。保護指定補助金交付延人数817件ですね、21年度事業費内訳ですと。817件で3,231万9,000円ですね。

○みどり公園課長 3,231万——少しずつ、件数の変化はあります。

○会長 この件数は、昔に比べて、かなり増えているんですか。

○みどり公園課長 基本的に言うと、直近の3年間でいくと、19年は保護樹木は1,688本あって、20年度は、保護樹木自体は1,812本に増えて、その後21年度に1,796本に、比較的少しずつ減る傾向ですが、20年度は、樹林から樹木に変更した関係で数がふえています。

○会長 カウントのやり方が、人数でやるのか、個別でやるかによって違ってくると思うんですが。そうすると、むしろ、若干じり貧的になっているわけですか。

○みどり公園課長 そうですね。大きく言えば減少傾向——急激には減少はしていないですけど、少しずつは減っています。

○会長 ですから、これ、〇〇委員の質問とも関係するんですけど、区としてそういうのを積極的に育てていくのか、何とか縮小を食いとめるという程度なのか、そういうことです。どちらに向かわれているのかということですか。

○土木担当部長 貴重な屋敷林を残したいということで、この制度とは別に、残す方法を今後きちんと考えなくちゃいけないと、今、その検討中でございます。

○会長 そうですね。その施策はまた別途。今はないけども、検討されていると。

○土木担当部長 今、東京都全体でも議論になっているんですけど、相続税の問題とか何かありますし、やはり相続が3回ぐらい続くと、大体なくなってしまうので。

○会長 そうですね。どんどん小さくなる。

○土木担当部長 実態をよく把握しながら、相続のときに買わなくても持ちこたえるような制度を活用しながら、いずれは買わなくてははいけない、そういう新しい制度設計を始めなくてははいけないと思っています。

○委員 よろしいですか。

○会長 ご専門から。

○委員 地方の農地は相続税の納税を猶予されるんです、農業をやっている限りは。それを売ったら、そこで初めて徴収されるんですけど。東京は、農地でも屋敷林でも全部普通に課税するんです、宅地並みに。だから、これから屋敷林はどんどん減っていくと思うんです、杉並というよりも東京全体が。だから、そのために、屋敷林とか農地だけは、相続税の猶予——売ったら初めてかけると、そういう、全体で国に働きかける。相続税の猶予を。

屋敷が1軒あります。その周りに屋敷林は大体あります。だから、家の部分だけは課税してもいいけど、屋敷林のところはとりあえず納税猶予する。非課税ではないです、納税猶予。とりあえずそれを売るまでは納税を猶予するという、そういうことを、世田谷とか全部、東京都全体で国に働きかけるべきじゃないでしょうか。世田谷で30%持つのは、絶対無理です。どんどん減っていくんです。大体、木を切って売りますよ、全体で。そうでないと、相続税を払えないんですよ。だって、屋敷林は何にも収益を生まないから。そこに置いたって。だから無理なんですよ。やっぱり相続税自体が変わらない限り、どんどん減っていく。こんな、ちょこちょこ生け垣をつくったって、もう、そうなったら、私はだめだと思う。

だから、区全体で、東京都と一緒に国に働きかけるべきです。相続税を変えろと。それしかないと思います、もう。それをしなかったら、無駄な抵抗ですよ、これ。ちまちま、ここでやったって。

○会長 まあ、そういうご意見も。

○土木担当部長 大きな流れの方は、今、東京の緑をどう確保しようかという、東京都を中心に23区と市町村も全部加わって、制度について、相続税のいろんな猶予についての話は……

○委員 あるわけですか。

○土木担当部長 都と23区、市町村で要望をしております。国土交通省もそう思っているんですけど、財務省の方へ行くと、話しが別というようなところで、なかなか。要望はしていますけども、なかなか実現には至っていません。

○委員 確かに、今、税収がないから。相続税は、今、税率を変えないで中身を変えているから。かかるように。それは金がないから大変ですけど。でも、やるべきですね、緑の

ためには。

○会長 はい。

○委員 いや、だから本当はトラストか何かで、みんな、市民とあるいは区がそれを保存するという決意がないと守れないというのが、私は答えだと思うんです。ただ、お金がかかるから。

私は、最初にご質問したことで、まだ。というのは、3ページで、緑被率が平成4年からずっと上がっているでしょう。その緑被率の上昇している理由というのは、多分屋上緑化によって上がったんだと思うんです。それで、私は、その屋上緑化について、今の、制度的に、私の知っている限りで申しますと、屋上緑化がある程度進む段階というのは、それは区役所が働きかけたり、あるいは国の制度ができたということがあるんですが、建物側の構造的な要素って結構大きくて、下が鉄筋だとかなんかの構造をしていませんと、幾ら助成金があっても緑化できないんです。例えば、私の家なんか、自分でやろうと思って増築をやったら、後になってから、この躯体では、もう、一番下から建て直さないとだめですよと言われて、結局、一戸建ての家ですと難しいんです、この制度は。

ですから、ここまで一応最初の数年間、十年間ぐらいで緑被率が上がったのは、たまたま構造的に、それなりのオフィスなりあるいはマンションなりのところが緑被率の向上に貢献したのでしょうか。あるところまで行ってしまうと、一戸建てにシフトしていきますと、そう簡単には上がらないんじゃないかと私は思っている。そういう中で緑被率を上げようという、もし目標を立てるならば、別の何か補助制度——今の制度では、建物の構造がボトルネックになるはずだから、その辺をクリアさせないと、もう頭打ちになると私は思っているんですが、いかがですか、その辺の意識は。

○みどり公園課長 これは助成とは違うんですが、先ほども言いましたように、区で、建築にあたって緑化指導をしています。これについては、大体、敷地面積に対して、住宅地で10%程度の義務づけなんですけど、実際に成果が上がってきたのは、20%近く、毎年緑化がされています。

確かに小さい積み上げではあるんですが、緑化指導によって増えていく緑というのは結構、狭い空間ではあるんですが、費用をかけないという意味で行くと、規制を強化していくというのは望ましいかどうかというのはありますが、緑化計画を、今、杉並区は全建築について対象にしています。二百平米以上は計画書を出していただきますけれど、二百平米以下については、緑化計画概要書を出していただいて、杉並区で建築なり開発をする場

合はすべて緑化をしていただくお願いをしていますので、これについては一定の成果が上がっていると思っております。

○委員 ちょっと、意味がよくわからなかった。緑化指導というのは、屋上であれ敷地の中であれ、とにかく自分の建物を、マンションであろうが一戸建てであろうが、つくり直すなりなんなりするときには、ちゃんと緑化をという、そういう意味なんですね。

○みどり公園課長 そうです。

○委員 私は、その屋上緑化の方に、さっき申したのは、そこがやっぱり増えないと、実際、人工衛星から見ると、屋上になっているところが非緑地部分って、結構多いと思います。

○みどり公園課長 ただ、実際住宅なので、かなりの部分、建ぺい率にしても、確かに60%——まあ80%だと厳しいですけど、60%の建ぺい率の家ですと、その敷地の10%をもし緑化していただいて、確かに言われるようにいろんな形で緑化をしていただくことによって、私どもが基準で考えているラインよりは、かなり高い緑化計画が、計画上は出されています。それを実績で上げていくと、現在の緑被率が増えるので、こういった指導による成果は大きいかと思われま。

○委員 つまり、簡単に言えば、庭の中に植木を植えてくださいということをやするわけですね。

○みどり公園課長 はい。接道に木を植えてくださいと。

○土木担当部長 屋上の緑化、多分、最初増えたのは、マンションとかそういうところで増えたんですけど、普通の家は、屋根が平らじゃないと植えられるんですね。ただ、そういう住宅は、屋上に緑化ができるような家もだんだん開発されてきていますので、徐々に民間の建築確認の中の個人住宅でも、この助成の中でも少し出てきますので、それは期待したいなと思っております。

○会長 どうぞ。

○委員 この制度の、新築・改築の場合には緑化計画書を出さなきゃいけないということなので、多分皆さんご存じなんだろうと思うんですけども、改築しなくても緑を植えるという場合、これ、私、ホームページでチラシを出してきたんですけど、この辺の認知度、この制度をどのくらいの区民の方がご存じなのか。知らなければ、制度があっても、なきに等しいわけです。最初にそこが1点目です。どのくらいの方がこの制度をご存じなのか。ご存じであっても、制度が使われていないのか。そうであるならば、制度自体を見直すべ

きだと思っんです。その辺のところを把握されているかどうか、教えていただけますか。

○みどり公園課長 細かいところまでは、ある面でいけば、そこまでは把握しておりません。実際に、言われるように、改築にあたってやりたいという方は、年間何件かはご相談に来ていますし、実際にやりたいということもあります。ただ、そういったものを待っているだけだとなかなか成果が上がらないので、先ほども言いましたように、新築のときかなり私どもで周知・PRしたところ、それ以前と比較して、成果が、この5年ぐらいでは上がりました。

その前は、一般のPRだけしてしまして、新築・改築時にお勧めをしていたわけではなかったものですから。ただ、その新築・改築時のPRをしてからは、少し助成が、実績は伸びたというところではあります。

○委員 多分、そのPRの仕方が非常に重要なのだろうと。というのは、かなり杉並区さんは手厚いんです。ほかの区を見ると、屋上・壁面の限度額100万というのが、あと北区と、それから港区が全部で500万という話ですけど、それ以外は皆50万以下で。かなりここに力を入れていらっしゃるんだろうと思っんですが、その辺のところが多分区民の皆さんに伝わっていないのではないかと思います。これだけ力を入れてやっていきたいということを、もう少ししっかりお示した方がいいのではないかと思います。

○委員 それから、私は、39ページ、ありますね、この資料で。39ページの実績。緑化助成制度の実績とあるんですけど、21年度は何か随分少ないなと思ったら、生けがきは328.7メートルでしょう。フェンス緑化に当たっても23.8メートルでしょう。モデル事業地区でも、生けがき整備は90メートルです。これはみんな知らないのではないかと。思っ。どうですか。これは何で宣伝というか、知らしめているんですか。どういう手段で。

○みどり公園課長 当然、ホームページもありますけど、広報等でもお知らせもしてありますし、あと、私どもでPR紙として『みどりの新聞』というのもつくってしまして、それは年4回なんですけど、そういったものでもお知らせしています。ただ、やっぱりPR効果が一番あったのは、新築・改築時のPRを――それでも、お話ししてもなかなか使っただけない場合もあつたり、どうしても限度額、まあ屋上緑化についてはかなり事業者の方は興味を持たれてお使いになる場合が多いんですが、例えば接道部については、限度額は50万ですので、なかなか事業者さんにお勧めしても、事業者さんはやらない場合が多かつたり、個人の方が、短い、例えば10メートル、5メートルの中で申請しているんで、どうしても、件数はある程度は、一定程度はあるんですけど、メートル数としてはこれぐらい

になるのかなと思います。

○委員 この中で、「生けがき道づくり」モデル事業で、生けがき整備には90.9メートルですね。これ、何件ぐらいがやっているのか。聞きたいのは、何件ぐらいでやって、平均して、一件当たりどのぐらい補助金を払っているのか。これ、ちょっと聞きたいのですけど。わかれば。

○みどり公園課長 「生けがき道づくり」は、昨年度始めた事業で、先ほど申しましたように、限度額を設けなかったり、補助額が手厚いということで、これについては場所が1カ所です。久我山の共同住宅の建築現場で、額は、新設を含めての費用で298万6,869円です、1件。

○委員 支払ったのは1カ所だけですね。

○みどり公園課長 1件です。

○委員 これは、都の補助も入っているんじゃないですか。

○みどり公園課長 これは、全額、都の補助です。

○委員 全額、都の補助だから、区の持ち出しはないんですね。

○みどり公園課長 はい、そうです。

○土木担当部長 ちょっと、これはある程度まとまった路線をやらなくちゃいけないので、例えば個人の住宅で10件まとまらなかったり、どうしても今回の当初の事業は、大きなそういうマンションのつくりかえとか、そういうところがちょっと多かったので、なかなか、探したんですけども、認定できる路線が、事業ではなかなか見つからなかった。当初だったので。

○会長 どうぞ。

○委員 最初に〇〇委員がご質問されたところにちょっと戻っちゃうんですけども、スライドの3枚目から6枚目にかけてのところ、そもそも公有地と民有地の割合は3対7だと。その7のところを何とか守っていくというところが重要なので、そこに向けての助成制度、都のこの補助も含めて今4種類あって、それで何とか確保していきたいということなんですけれども、みどりの基本計画に掲げている目標としては、平成44年度までに25%の緑被率にすると。ですから、現行よりも3.16ですか、増やすというときに、ではその根拠はどこにあるのかというご質問で、いわゆる都市計画公園の80ヘクタール、プラスその周辺の緑化指導で100ヘクタールぐらいですか、何とか確保できるのではないですか。

結局その3.16%増やす部分の、ほとんどそこに頼っているというご説明だったのかと思

うんですが、そうなる、では、民有地のところでどれだけ増やして、それが何%になるのかというのが全く見えないんですけども、その見通しというのはどうなんでしょうか。25%にしていく上で、その公的な部分と私的な部分とで、どれぐらいの比率で、全体としての25%を確保しようとしているのかというところを、もう一度ご説明いただきたいです。

今、一生懸命、民のところで確保したいとしてこれだけの助成制度を設けているんですけども、結局はそこで余り増えなくて、公的な部分でほとんどこの目標達成をしようということであれば、ちょっと、それこそ費用の投じ方に問題があるのではないかとということにもなりかねないので、もう一度ご説明いただけますか。

○土木担当部長 目標を上げるために、約108ヘクタールですから、さっきの内訳が、都市計画公園、区が整備する公園とか全部含めて80ヘクタール、これからやっていかななくてはならない。それはそれで、東京都は東京都で事業計画をつくってやっていきます。ただ、それが、その年度までに達成できるかどうかわからないけれども、一応目標の内訳としては、80ヘクタールは公的な公園を全部整備していくこととしました。残りの30ヘクタールは、杉並区は住宅街が70%ぐらいありますので、そういう中で、増えていく緑はどういうのが増えるのかということ、やっぱり個人の住宅の屋上緑化だとか接道部緑化もやって、そういうものの余力の計算をして約30ヘクタールぐらい出てきたので、それを足して108ヘクタールぐらいだという計算で目標を立てました。ですから、両方頑張っていくんだと。でないと、達成はできないと。

○委員 108ヘクタールで大体25%に達すると。そのうちの30ヘクタールは民有地で、それをこういった助成制度で達成できるという見通しだと。そういうことなのですね。

○土木担当部長 そうです。

○委員 わかりました。あと、もう一点いいですか。

接道部緑化助成と「生けがき道づくり」と、若干趣旨はかぶっているようなところもあるような気もしますが、そもそもお金の出どころは違うというのもあるんでしょうけれども、接道部緑化助成は、先ほどのご説明では、10メートル以上ですか——のところに限っているとおっしゃいましたか。

○みどり公園課長 2メートルからです。申しわけございません。

○委員 2メートルから。わかりました。何で10メートルなのかなと思ひまして。それをもう少し短くすれば、もう少し増えるんじゃないかと思ったんですが、2メートルですか。

わかりました。

○会長 ほか、ございますか。 ○○委員。

○委員 今、80ヘクタールについて、ちょっとよくわからなくなったので確認しておきたいんですが。その都市計画公園が緑被率にプラスアルファされて、今のその80ヘクタールはどういう状態になっているところを言っているんですか。今も緑被率に入っているんじゃないですか。

○みどり公園課長 東京都の都市計画公園、未整備の区域、特に和田堀を見ていただくとわかるんですが、もう既に宅地化されている部分かなりの部分を占めてございます。確かに80のうち、川沿いの緑もございますので——緑をとという話もあると思うんですが、当然、都市計画公園、宅地化されているところを買収して公園化していくことによって、公園が80できていけば、それに近い緑を確保していただくということで、考え方としています。

○委員 いやいや、80ヘクタールというのは相当広い範囲ですよ。それが宅地というのはちょっと常識的に考えられないわけで、80が、何かもうある程度の緑地——原野じゃないけど山林か何かになっておって、それを都市計画公園にするというのが通常の転換パターンで。宅地を80も公園にするということはあり得ないです、それは通常のパターンとしては。だからお伺いしたんです。

○土木担当部長 緑の部分もあります。

○みどり公園課長 緑の部分もあります。多分、企業グラウンドを都市計画公園に指定して、実際にできていないところもありますから、緑の部分もございます、確かに。

○委員 ですから、先ほど○○委員が質問された中でも、純増分が80ヘクタールで、30ヘクタールが純増分というのと、ちょっと違うんじゃないですかということです。緑被率を上げるというときに。

○みどり公園課長 公的な緑の部分です。80ヘクタールの部分が。

○委員 現在、ある程度緑被率に入っている部分があるはずだから、多分。

○土木担当部長 確かにそうでございます。それで、ちょっと細かくした計算表もあるんですけども、大きな全体の中で言ったら、確かに公園の中でありまして、それからあと、屋敷林なんか減るところも計算しながらやって、概容をお話ししたので、今、計算表をお持ちして、お示ししたいのですが。

○会長 ある意味、緑被率の数値にこだわり過ぎても、まあ、という気がしますが。

○土木担当部長 ですから、大きなのは、公的な公園の都市計画公園と、区が整備する公園が大きくある程度の面積、100ヘクタールの6割とか7割ぐらいで、あと、歴史的な緑のところの住宅地を増やしていくために、今の緑化制度から新しくつくっていくというような形の施策でございます。

○委員 それは、今、区有地で、区のもち物ですね、所有権は。それは間違いないんですね。今の公有地というのは区のもち物。

○土木担当部長 いや、だから、これから買って行くわけです。

○委員 買うということ。

○土木担当部長 今、東京都が都市計画で善福寺川の緑地をやっていますが、これから個々に事業認可をとって、買って行って、まだ半分ぐらいしかできていませんので、これからやっていくということです。

○委員 これから買うということ。

○土木担当部長 そういうことでございます。

○委員 持っているわけじゃないのですね。

○土木担当部長 今も盛んに買って、事業認可をとっています。

○委員 そうですか。

○土木担当部長 区もまた区で、公園を計画的に買いながら、増やしていくという考え方でございます。

○委員 買うといたら、相当かかりますよね、お金が。それは、ここ3年ぐらいの計画はあるのですか、買って行くという。

○みどり公園課長 それはあります。実際に東京都が和田堀で一部、今年、みずほ銀行のグラウンドを買って、公園整備を進めていますから、それが5ヘクタールぐらい。そこは銀行用地ですが、その周辺でも宅地を、東京都の和田堀公園については、重点的にはまだまだ買って行く予定でございます。

○委員 それは、東京都が買って、緑化すると、それを入れるということですね。

○みどり公園課長 そうです、当然。公園は、区ばかりではなくて、東京都も整備していますので。

○会長 ですから、緑化助成はなかなか難しいんです。民有地との関係と都の関係と、区の区有の施設の関係の問題がありますので。いずれにしても、計画に対して実績が……

○土木担当部長 一応、目標の計算値が、大きなのが出ましたので。

これから、都市計画公園については、約75ヘクタールぐらい増やさなくてはならないです、公園。今は公園緑地が108ヘクタールあるんですけども、それを……

○みどり公園課長 現在108.1ヘクタールを、平成44年までに、都立公園を含めて206.7ヘクタールまで増やすことを、目標にしています。そのうちの緑被率を76%で計算して、現在が緑被面積を157ヘクタールにしていくということ。あるいは、道路の緑化については、微増ではございますが、0.2ヘクタール程度、道路の緑が増える。区立学校等の校庭芝生化等で、これは低い見積もりですが、0.9ヘクタール程度。その他公共で0.2ヘクタール、民有地の緑化で36.1ヘクタール、農地についてはマイナス4.1ヘクタールで、108.1ヘクタールということで計算をしています。この場合、民有地の緑化については、緑化率を一応——民有地の緑化率は、現在が20.08%を22.5%に上げるという計算上の数値でございます。

○会長 その目標はいいのかもしれないんですけど、気になってますのは、例えば昨年度あたりの計画の事業費に対して、実績は、緑をつくるも守るも、この事業費、人件費を除いたものでも、それだけ行っていないということは、他の委員からいろいろあったように、なかなかこの制度が十二分に生かされていないわけです。だから、緑化助成は必要だと思うんですけど、それがPRだけの問題なのか、もう少し別の問題が私はあると思うんです。PRとかというだけの問題ではないと思います。

ですから、これはこれなりに進めていっていただきたいと思いますが、現状維持というんだと思うんですけど。余り、緑被率を上げるということは、結果として上がっていくのが重要なので、もう少し確実に事業の計画が達成できるような、むしろメニューはいいと思うんですけど、執行体制といいまじょうか、そういうのはもう少し見直しをされた方が私がいいと思います。急にここだけ予算が増えるというわけにはいかないと思います。

○○委員、何かありますか。

○委員 いやいや、難しいですね。

○会長 難しいですね。ですから、普通は大体、これだけの事業費の計画があれば、大体達成できるものなのだと思います。

○土木担当部長 ちょっとよろしいでしょうか。

○会長 どうぞ。

○土木担当部長 新たな取組みとして、今まで私たちの方でメニューを用意したものであ

って、今は結構地元の方から、こういうものをしていきたいとか、今、高円寺の地区を一つのベルト地区として一帯をするということで、その中でいろんな、こうしたら生け垣が増えたり、緑が増えたり、いろんな現場で、まちを歩きながら、こういうところだったらこういう木は植えられるとか、そういうのをやって、ちょっと増やそうかと思っています。そういう新たなことをやらないと、なかなか。特に、ブロックの多い高円寺地区とか、そういうところはなかなか増えないかと思っていますので、そういう試みはちょっと今やっております。

○会長 ○○委員。

○委員 緑というものに関して、緑被率と道に接しているところだけでデータを測っているところがおかしいんじゃないかと。例えば学校でも、安全面でブロック塀を生け垣にするというようなご意見もあるようですし、であれば、例えば緑のカーテン、例えば校舎自体が緑のカーテンだったときには、その緑はどこにカウントされるのかと。

要するに、緑を増やす——緑被率とか、道に接しているところだけが緑であればいいわけではないと思うんです。なので、甲子園ではないですけど、ツタがばーっとなっている、あれもやっぱり緑ですし、そういったほかの部分での緑をどうとらえていくか。多分このデータだけ追っていくと、相当大変なことになるんじゃないかと。先ほど申し上げた100万円がいか悪いか、その議論も出てくるでしょうし、いろいろ、制度自体、本当に抜本的に見直していかなきゃいけないんじゃないかと思うので、緑というもののとらえ方というのをもう一度見直していただきたいと思います。

○会長 感覚は違うでしょう、住んでいる人の感覚は。屋上緑化をしても、なかなか見えないところですから、CO₂の問題とか環境対策としての効果は。当然、どこで緑化してもあると思うんですけど。だから、いずれにしても、実現が可能な値かどうかも含めて、あまり緑被率だけを——あと、接道部の緑化率をあまり、それだけが目的ではないものですから、全体として、環境に優しくて住みやすい杉並区をつくるという方針で、この予算は増えないですけども、事業内容を見直して、頑張っていたいただければと思います。

そういうことでよろしいですか。

(了承)

○会長 では、そういうことで、終わりにしたいと思います。

それでは、本日の4テーマは、これで終わりにいたしまして、本日のまとめというのは特になんですが、明日はまた1時から、この同じ会場でやりたいと思います。

それで、傍聴の方は、自分が発言できないのでいらいらされている方もあるかと思いますが、冒頭、区長のお話にありましたとおり、それはまた区政のチャンネルを通じて、直接お声をお寄せいただきたいと思いますと思っております。

それでは、本日の外部評価委員会は、これで終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。